

（仮称）古河市新公会堂 基本構想・基本計画（案）



令和 7 年 7 月

古 河 市

－ 目 次 －

市民意見調査の経過と反映.....	1
1. 文化芸術施策に関する動向の整理.....	2
1.1. 文化芸術に関する施策	2
1.2. 古河市の関連計画の位置付け	6
2. 古河市の現状調査と分析	8
2.1. 市民や文化芸術団体などの現状の整理	8
2.2. 古河市及び周辺地域などの文化芸術環境の課題	13
3. （仮称）古河市新公会堂の目指す方向性と役割	14
4. 施設機能の基本方針	16
4.1. 施設機能の考え方	16
4.2. 基本的な役割から求められる機能	25
4.3. 施設機能の基本方針.....	26
4.4. 施設機能図	30
4.5. その他配慮すべき事項	31
5. 施設整備の概要	35
5.1. 施設規模.....	35
5.2. 施設の具体的な計画.....	45
5.3. ゾーニング・配置方針	49
6. 建設候補地の選定.....	50
6.1. 候補地の選定結果	50
6.2. 候補地に求められること	52
6.3. 候補地の比較結果	54
6.4. 施設ゾーニング図	55
7. 概算事業費と整備手法.....	56
7.1. 概算費用.....	56
7.2. 整備手法.....	56
8. 管理運営計画	57
8.1. 基本的な考え方	57
8.2. 管理運営の検討	57
9. 事業スケジュール.....	59
〈補足〉	
1. （仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画の経過.....	60
1.1. 市民委員会の検討経過	60
1.2. 市民委員会、庁内調整会議及びワーキング作業部会	63
1.3. パネル展・意見ヒアリング、アンケート及びシンポジウム	65
1.4. 設置条例及び規則	68

市民意見調査の経過と反映

これまで市民の皆さまに調査を行い、たくさんのご意見をいただきながら本構想・本計画を策定しました。その経過を以下に示します。

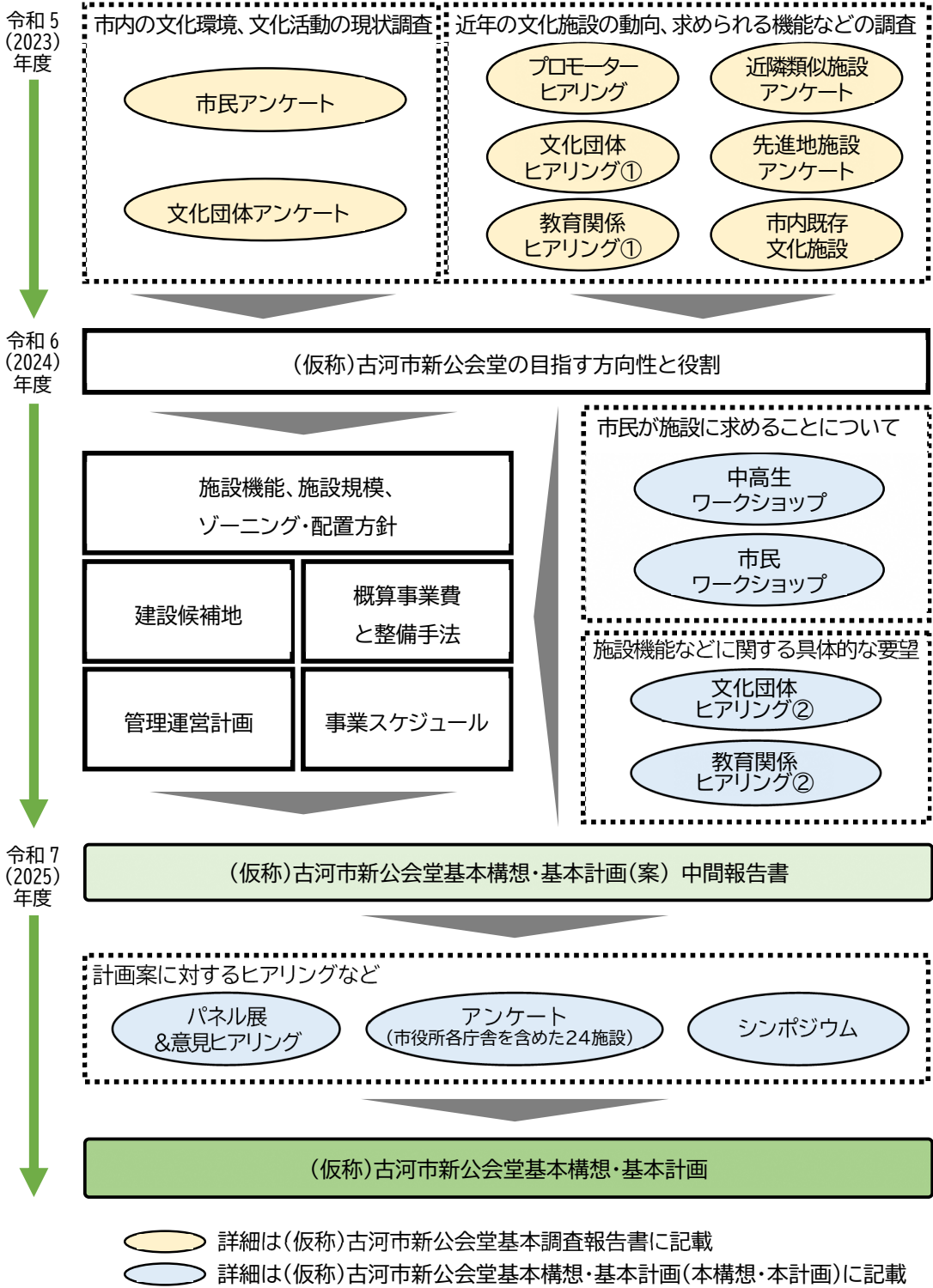


図 調査項目の反映フロー

1. 文化芸術施策に関する動向の整理

文化芸術に関する動向を把握するため、国や県の文化政策や、古河市の関連計画を整理しました。

1.1. 文化芸術に関する施策

1.1.1. 公立文化施設に関する政策

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(劇場法)は長年貸館中心になっていた劇場、音楽堂等に係る現状や課題をふまえて平成 24(2012)年に制定されました。この法律において、公共文化施設には「文化芸術や学びの振興を通じて多様性を受け入れられる心豊かな社会をつくる場」だけでなく、「地域の人々がつながりを強め、助け合える場」としての役割が求められています。さらに平成 27(2015)年の文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次)においては、若者や子供を対象とした重点戦略が追加され、「文化芸術の次世代への確実な継承」や「国内外の文化的多様性や相互理解の促進」が示されました。

また令和 5(2023)年 3 月に閣議決定された「文化芸術推進基本計画(第2期)」においては、新型コロナの流行やデジタル化などの技術革新、社会変化について言及され、文化庁をはじめとする関係省庁が緊密に連携・協力をしながら、政府一丸となって、文化芸術が有する本質的価値と社会的・経済的価値を創出することが必要であると定められています。

これからの公立文化施設には、文化芸術の振興・発展に加え、観光、まちづくり、国際交流、医療・福祉、教育、産業といった分野での官民の連携により、文化芸術の力を育て、まちや暮らしへの活用が期待されていることが読み取れます。

表 1.1 文化政策の年表

年度	主な政策
平成 13(2001)年	文化芸術振興基本法制定
平成 24(2012)年	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)
平成 25(2013)年	劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組みに関する指針
平成 26(2014)年	文化芸術立国中期プラン ～令和 2(2020)年に、日本が「世界の文化芸術の交流のハブ」となる～
平成 27(2015)年	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次) －文化芸術資源で未来をつくる－
平成 29(2017)年	文化芸術基本法
平成 30(2018)年	文化芸術振興計画
平成 30(2018)年	文化芸術推進基本計画(第1期) －文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－
令和 5(2023)年	文化芸術推進基本計画(第2期) －価値創造と社会・経済の活性化－

1.1.2. 公立文化施設の役割

日本の公立文化施設の歴史は、演説・講演などを行うことを主目的とした「公会堂」の設置にはじまっています。昭和 43(1968)年には文化庁が設立され、舞台芸術の上演に適した施設の需要増加を受けて各地に「文化施設」の整備がすすめられました。これはこころの豊かさを求める動きの中で、オペラ・バレエ・クラシック音楽など舞台芸術の演目が多様化し、公会堂の舞台では上演に適した環境が得られなかったためです。各地に整備された文化施設は日本の芸術文化発展及び普及に寄与し、劇場機能が向上することになりました。一方で多岐にわたる演目に対応する必要性から、全演目に本格的に対応することが難しく、使いづらいという評価に繋がった一面もあります。

この多目的性への評価と舞台芸術の上演機会拡大や聴衆・観客の増加を受け、平成 2(1990)年代以降は音楽・演劇などに適した高度な機能性を持つ専用劇場の要望が高まりました。上演演目を絞り込んだ劇場は「芸術館」と称され、演目に対応した高度な機能性を持つ施設となりました。機能補完部門の充実も進み、情報部門や創造部門、観客サービスなどホール以外にもあらゆる機能を有する「パフォーミングアーツセンター」の整備も進められました。同時に劇場の持つ役割が拡大し、地域文化の創造、地域とのつながり、あるいは社会課題の解決に向けた取組みなどが求められるようになりました。公立文化施設は舞台劇術を日常化するための施設となり、「地域劇場」「パブリックシアター」の設置が進められてきました。

公共文化施設における文化ホールは、劇場法に示されたとおり「常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている」ものとされ、社会教育活動において利用される側面を持ちながら、社会教育施設とは異なる役割を担う施設として、積極的な事業展開と課題解決の視点が必要とされています。

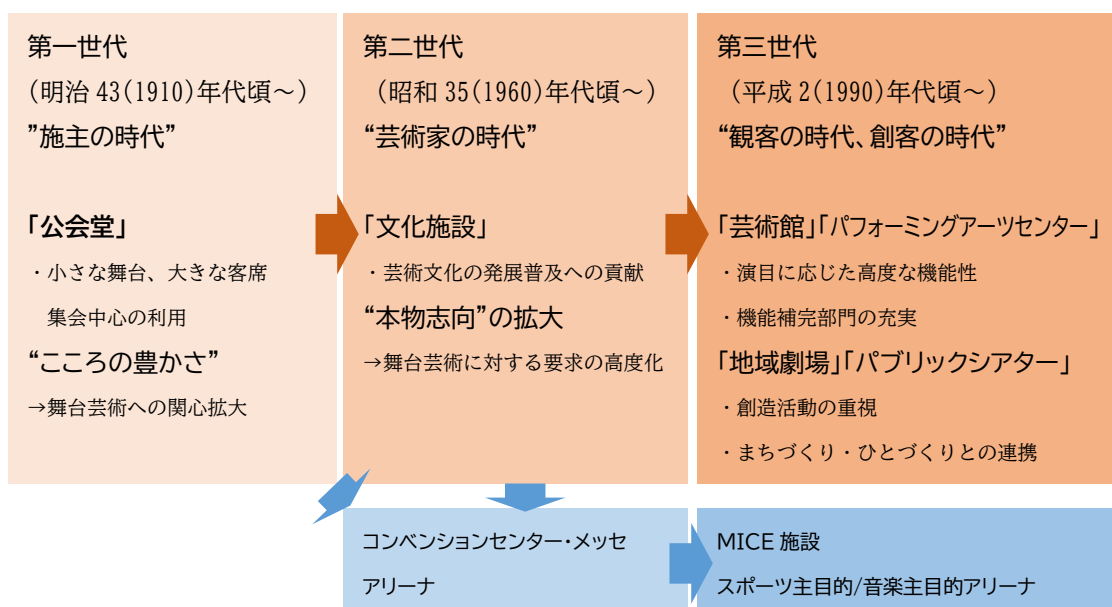


図 1.1 公立文化施設の変遷

1.1.3. 公立文化施設の管理運営

公立文化施設の運営は、直営あるいは指定管理者によって行われています。公益社団法人全国公立文化施設協会の調査（令和 2(2020)年調べ）によると、回答した全国の公立文化施設 1,350 施設のうち約 6 割にあたる 815 施設が指定管理者により運営されています。平成 15(2003)年の指定管理者制度導入以降、既存財団、民間企業による事業共同体、営利法人、市の外郭団体である財団などの主体が指定管理者として公共施設の運営を担っています。

運営主体が担う業務は多岐にわたり、施設維持管理、清掃、警備、その他舞台技術などの専門的な業務は、専門的な知識と経験を持った事業者により外部委託されます。特に舞台特殊設備などは専門のスタッフを配置することで、利用者の支援や日常的な管理の安全性を高めることにつながります。いずれの業務においても、文化振興への意欲を持つスタッフや、実務経験のあるスタッフを必要数に応じて配置することが、管理運営上重要です。

ホールで行われる文化事業については、平成 13(2001)年の「文化芸術振興基本法」と平成 24(2012)年の「劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する法律」の制定によって明確化されました。「文化芸術振興基本法」（平成 29(2017)年改正、現在は「文化芸術基本法」）以降、文化芸術振興にかかる地方自治体の責務が明確に位置付けられ、文化政策の見直しは各地方自治体で進められました。また劇場法においては劇場・音楽堂等の事業の活性化のために専門人材を配置し、質の高い事業の実施に努めることが定められています。

一方で課題として専門的なスキルを持つ運営人材の不足が指摘されており、育成が急務とされています。冒頭に記載のとおり、平成 15(2003)年以降は指定管理者制度が導入され民間企業が運営を行う施設が増加しましたが、同時に既存ホールの維持管理と自主事業を実施してきた財団が廃止になった自治体も少なくありません。また事業運営に活用できる予算と人材が限られていることから、人材育成や流動性の確保が困難でした。施設の維持管理や貸館に係る業務は民間企業でも育成が進む一方、自主事業を担う人材には多様化する事業への対応、文化政策の視点、実務的な経営感覚など複合的なスキルが求められるため、長期的な習熟が必要となります。

自主事業については「買取型」と呼ばれるパッケージ購入タイプの鑑賞事業を中心とした展開から、施設利用料金を運営者が負担して公演を誘致し、チケットの売り上げから一定割合を申し受ける「共催型」など多様な手法が用いられるようになりました。また「参加・育成事業」や「創造型事業」を積極的に実施することで、地域への貢献や次世代育成、社会包摂の役割に応える取り組みが進められています。複数の公立文化施設で公的補助金を活用して事業を共同制作する場合もあり、スタッフには企画・制作のみにとどまらない知識・能力が期待されるようになりました。多様な事業計画を立案し、評価によってその実施効果をはかり、見直しを行いながら、継続的に実施することにより、設置目的を実現することが公立文化施設に望まれる姿です。

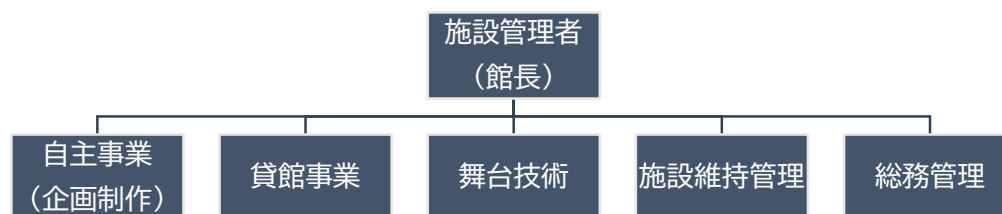


図 1.2 運営組織の例

表 1.2 公立文化施設における業務の分類

活動名称	内容
施設の貸し出し	ホール、練習場、リハーサル室などを貸し出すという、地域住民の文化振興、およびホールの収入の柱として重要な業務。
地域の文化芸術に関するの アドバイス、情報提供、サポート	公立文化施設が地域の文化的な核となるために、近年、非常に注目されている業務で、地域の文化団体の発表など貸し館事業時のアドバイスにはじまって、日常的な文化活動のサポート、学校教育との連携など、「文化芸術に関して何かあったらホールに相談」してもらうための窓口。
鑑賞事業	公立文化施設の自主文化事業として、最も多く行われているもので、どういったジャンルや内容の公演を行うかは、各地域の事情や文化施設の目指すものによって異なる。
参加・育成事業	近年、地域文化の核となる意味で増加している事業。例としては、鑑賞教室やレクチャーつき公演などの鑑賞者育成事業、文化芸術の楽しさを体感してもらう参加・体験型の講座などがあげられ、市民とプロが連携して参加型のミュージカルなどを制作する場合もある。
創造型事業	文化施設で人材や予算を手配して、文化芸術作品を創造する事業。プロに場を提供して高度な芸術公演を創造したり、場合によっては、プロの劇団や楽団、およびアーティストなどを文化施設のフランチャイズとして、日常の創造活動を支援することもある。
館外での文化事業	「アウトリーチ」「出前公演」などとも呼ばれる、近年着目されている事業。ホールに足を運ばない(あるいは運べない)住民に向けて、公民館などで公演を行う、身近に公演やアーティストに触れる機会として学校で参加型公演を行うなどがあげられる。最終的には、地域に鑑賞者や文化施設の理解者が増加し、地域の文化振興が図られ文化施設が活性化することが目的となる。

1.2. 古河市の関連計画の位置付け

1.2.1. 古河市における文化政策

古河市では文化芸術振興に向けた機運を高め、文化芸術の面から、より一層の地域社会の活性化と市民の郷土愛の醸成などを目指すため、古河市文化芸術振興基本計画を令和6（2024）年に策定しました。

計画の目標像として「文化芸術でひとびとの心が健やかに育まれる 住みたいまち、住み続けたいまち 古河」を掲げ、4つの基本的な方向性を定めました。

- (1) 古河で文化芸術を楽しむ【文化芸術に触れる・知る・味わう】
 - ・市民が文化芸術に触れる機会の拡大
 - ・市民が文化芸術に参加・参画する場の整備
 - (2) 古河で文化芸術から学ぶ【文化芸術を見つける・学ぶ・探求する】
 - ・市民が文化芸術を通して知る・学ぶ機会の創出
 - ・地域の文化資源の発掘・再評価の促進
 - (3) 古河から文化芸術でつながる【文化芸術を紡ぐ・繋げる・広げる】
 - ・多様な人々の文化芸術を通じた相互理解の促進
 - ・文化資源の活用と文化観光の推進
 - (4) 古河の文化芸術を慈しむ【文化芸術を守る・伝える・語り継ぐ】
 - ・文化財の保護・保存・継承
 - ・伝統文化の保護・継承

古河市文化芸術振興基本計画では「(1)古河で文化芸術を楽しむ【文化芸術に触れる・知る・味わう】」の項目の中で「市民が文化芸術に参加・参画する場の整備」として文化施設の整備を推進しています。また各基本的な方向性は新公会堂の事業や運営に関連する項目があり、計画段階からそれら基本的な方向性を念頭に置きながら、今後の計画などに取り組んでいくことが望まれます。

1.2.2. 古河市の関連計画

新公会堂は、まちづくり・文化芸術の発展に影響を与える施設であるため、建設候補地や施設の方向性の検討にあたり、古河市の関連計画などとの整合を図る必要があります。そのため、古河市の基幹的計画である新市建設計画及び第2次古河市総合計画をはじめとし、まちづくり、公共施設に関する計画、文化振興に関する計画の位置付けを次の図に整理しました。

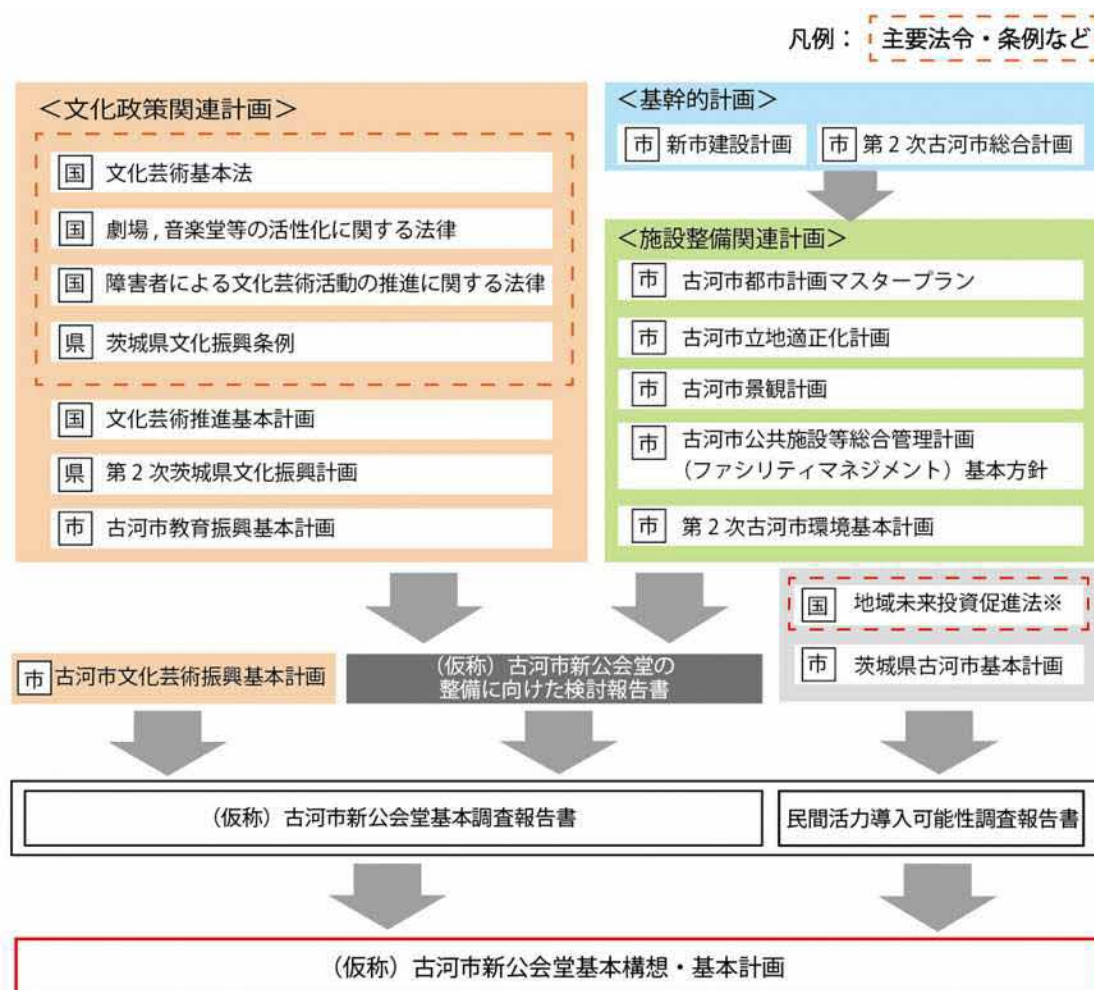


図 1.3 主な関連計画の位置付け

※地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の略称

2. 古河市の現状調査と分析

新公会堂の整備にあたり、下記のとおり現状調査・分析を行い、課題を整理しました。

2.1. 市民や文化芸術団体などの現状の整理

2.1.1. アンケート・ヒアリング

市民の文化活動の実施状況を把握するため、各種アンケート・ヒアリング調査を実施しました。実施概要及び結果概要は下記のとおりです。

1. アンケート及び2. ヒアリングの詳細結果は、基本調査報告書に示します。

表 2.1 実施概要

	項目	実施期間	概要
1. アンケート	市民 アンケート	令和 5(2023)年 6月2日～6月30日	16 歳以上の古河市在住の市民のうち、無作為 3,000 人に配布し、772 件（うち WEB 回答 264 件、紙回答 508 件）の回答があった。
	文化団体 アンケート	令和 5(2023)年 6月6日～6月30日	古河市内の文化団体に 480 通を配布し、392 件の回答があった。
	近隣類似施設 アンケート	令和 5(2023)年 10月以降随時	古河市より 20km 圏域に立地しており、500 席～1,500 席規模のメインホールを有している施設を対象に実施し、結果 14 施設より回答があった。
	先進地施設 アンケート	令和 5(2023)年 12月以降随時	大規模ホール・東京から 50km 圏・官民連携手法により整備がされた施設などの条件で合致する施設を対象に実施し、結果 20 施設より回答があった。
2. ヒアリング	文化団体 ヒアリング	令和 5(2023)年 10月以降随時	市内の音楽教室・ダンス教室に対して意見を伺った。
	教育関係 ヒアリング	令和 5(2023)年 10月11日・12日	市内の中学校、高等学校において吹奏楽部・演劇部などで指導をしている教員に対して意見を伺った。
	プロモーター ヒアリング	令和 5(2023)年 9月14日・15日	A 社（北関東エリアの市町に立地するホールを主な商圏とするプロモーター）及び B 社（全国のホールで公演を主催するプロモーター）に、古河市の業界的位置づけや立地面などの意見を伺った。

表 2.2 結果概要

	項目	質問概要	主な意見
1. アンケート	市民 アンケート	・文化に関する意識調査 ・文化施設について ・古河市の文化的な環境について ・普段の鑑賞活動について	文化芸術に関わる趣味として「音楽鑑賞」の割合が回答の7割に上った。また鑑賞活動については、鑑賞機会を求めて市外・県外施設を利用している意見も挙げられた。規模については1,300～2,000席程度のホールと回答した割合が5割あった。
	文化団体 アンケート	・練習・稽古・創作などの活動について ・発表・公演・展示などの活動について ・（仮称）古河市新公会堂に期待すること	アクセスの良い立地、交通手段の充実、駐車場の確保について意見が寄せられ、800～1,000席程度のホール、少人数で練習利用できる諸室などについても要望があった。
	近隣類似施設 アンケート	・ホールの利用状況について	稼働率は50%前後の施設が多く、同規模席数施設の平均と比較しても古河市周辺のホール施設の稼働率はおおむね平均的な数値であることが分かった。
	先進地施設 アンケート	・ホールの利用状況 ・附属施設利用状況 ・利用ジャンル ・管理運営収支 ・職員数	大ホール・小ホールの利用ジャンルについて、オーケストラ・吹奏楽などの音楽部門や、ミュージカルなど演劇部門での利用が多く見られた。また芸能や講演会などのジャンルで利用されている施設もあった。
2. ヒアリング	文化団体 ヒアリング	・市民の文化活動に関して	現状それぞれの教室の発表会に対応できる文化施設が市内に不足しているという意見が挙がった。
	教育関係 ヒアリング	・部活動や学校行事などでの新公会堂・既存市内文化施設の利用などに関して	練習は学校での活動が主であり、市内文化施設は音源審査用の録音のために利用しているが、ホールで練習・発表を行う時期が重なるため、予約が取りにくいという意見も挙がった。
	プロモーター ヒアリング	・古河市の業界的位置付け ・立地面 ・駐車場 ・客席などに対する意見について	「ゲネ小屋※」としての利用が想定され、1,200～1,500席程度のホールが想定されるという意見が挙がった。

※ゲネ小屋：ツアー公演の進行確認・稽古・調整などを舞台上で数日掛けて行い、ツアーの初日公演を実施するための施設のこと

2.1.2. ワークショップ

市民の文化活動の実施状況を把握するため、市民・中高生によるワークショップを実施しました。市民ワークショップでは公募による古河市在住の市民 32 名、中高生ワークショップでは古河市内の中高生 33 名により実施し、新公会堂を整備するにあたって、古河市内のじまん・ふまんや新公会堂でやりたいことなどについて意見交換を行いました。

(1) 市民ワークショップ

市民ワークショップの実施概要及び結果概要は下記のとおりです。

表 2.3 概要・結果 (1/2)

日程	概要・結果	
第 1 回 令和 5(2023)年 12 月 16 日	概 要	テーマ：「古河市のじまん・ふまんを考えよう」 新たに整備を進めている新公会堂について、様々な世代の意見を伺うため、第 1 回では古河市の「じまん・ふまん」について議論を行った。
	結 果	「じまん」としては都心までのアクセスの良さやイベントや能楽などの文化を教える・伝える機会があることが挙げた。 一方で「ふまん」として気軽に集まることができる文化施設が少なく、文化施設のニーズは高いがホールやショッピングモールなどの公共施設が少ないという意見が挙げた。
第 2 回 令和 6(2024)年 3 月 23 日	概 要	テーマ：「新公会堂でやりたいことを考えよう」 第 1 回で話し合った古河市の「じまん」を伸ばし、「ふまん」を解消していくために新公会堂でできることや、やってみたいこととして、年間スケジュールを作成した。
	結 果	新公会堂でやってみたいこととして、演劇・音楽・吹奏楽コンサートなどの鑑賞会に加え、入学・卒業行事や成人式などのイベント行事を行いたいという意見も挙げた。また避難所や防災設備を備えた防災拠点としての利用を求める意見もあった。
第 3 回 令和 6(2024)年 4 月 27 日	概 要	テーマ：「新公会堂に必要な機能を考える」 第 2 回で挙げられた様々な年間イベントを行うためにはどのような場所・機能が必要かをテーマに議論を行った。
	結 果	新公会堂に必要な機能としては、大ホールは 1,500～2,000 席程度、小ホールについては 200～300 席程度の規模が望ましいという意見が多く挙げた。オーケストラや吹奏楽コンサートのために、充実した音響・照明設備の整備も要望として挙げられた。その他、商業施設と連携することで新公会堂の利用を促進させるという意見も挙げられた。

表 2.4 概要・結果 (2/2)

日程	概要・結果	
第 4 回 令和 6(2024)年 6 月 1 日	概要	テーマ：「新公会堂の使い方を考える」 第 3 回までに考えたやりたいことや機能、施設のコンセプトを踏まえ、施設の管理運営について①施設で行うべき・重点を置きたい「事業」、②施設の基本となる「利用規則（ルール）」、③施設を広くアピールする「広報・宣伝」の 3 つのテーマで検討した。
	結果	事業計画としては、芸能プロダクションとの連携や、パブリックビューイングを行うことが意見として挙げた。また SNS の活用や新聞の掲載などの媒体を活用することにより広報宣伝にも繋げるという意見も挙げた。
第 5 回 令和 6(2024)年 7 月 6 日	概要	テーマ：「市民参画について考える」 開館まで・開館してからの「市民参画」として、①新公会堂の開館まで、より多くの人に広めていくために、今後どんな風に関わったらよいか、②施設の開館後、施設での活動にどんなふうに参加したいか議論を行った。
	結果	開館までの市民参画については、工事中や開館準備中に現場見学をするという意見や、進捗状況を随時 SNS や掲示板で発信していきたいという意見が挙げた。 また開館してからのについては、新公会堂でのイベントや公演などを通して市民参加したいという声が挙げた。

(2) 中高生ワークショップ

中高生ワークショップの実施概要及び結果概要は下記のとおりです。

表 2.5 概要・結果

日程	概要・結果	
第1回 令和5(2023)年 12月9日	概要	テーマ：「古河市のじまん・ふまんを考えよう」 新たに整備を進めている新公会堂について、様々な世代の意見を伺うため、第1回では古河市の「じまん・ふまん」について議論を行った。
	結果	地元の祭りが多く、参加する市民が多いなど市民が交流する機会があるという意見があった。また公園や緑地が多いという環境面が良好であるという「じまん」の意見もあった。 一方で古河市内は商業施設やホールなどの公共施設が少なく、休日に気軽に過ごせる場所や勉強できるスペースがないという「ふまん」の意見が挙がった。
第2回 令和6(2024)年 5月11日	概要	テーマ：「新公会堂でやりたいことを考えよう」 第1回で話し合った古河市の「じまん」を伸ばし、「ふまん」を解消していくために新公会堂でできることや、やってみたいこととして、年間スケジュールを作成した。
	結果	大ホールや練習室では、定期演奏会・コンサートやミュージカルの発表・鑑賞がしたいという声が挙がった。 また共用部では気軽に利用できる場所・勉強できるスペース、絵画や古河の文化を知ることができる展示スペースがほしいという意見があり、屋外ではキッチンカーの出店やイベントを開催するためのスペースを求める意見も挙がった。

2.2. 古河市及び周辺地域などの文化芸術環境の課題

新公会堂の整備にあたっては、下記のような古河市及び周辺地域などの文化芸術環境の状況を踏まえ、施設の目指す方向性を検討します。

2.2.1. 市内の文化催事の環境

市内で実施される文化祭などは古河地区・総和地区・三和地区それぞれの会場で実施されており、市内全域を対象としたイベントを開催する場所が不足しています。また市内の定期演奏会やその他の興行について、現在は市外・県外の施設を利用する市民が多く、古河市内で発表・鑑賞することができる施設が求められています。

2.2.2. 市民などの文化活動の環境

市民などの文化活動の環境については、市民アンケート、文化団体アンケートより、文化団体が発表することができる規模のホールや、音響・照明設備などの舞台設備を重視する意見があり、1,000人規模で充実した舞台設備の整備が必要であることがわかりました。

また子どもから高齢者、障がい者に配慮してほしいという意見もあり、バリアフリー機能が整備された施設が求められています。

さらに駐車場が十分にあることを求める意見が多く、施設整備にあたり十分な敷地面積を確保できる土地が必要であることもわかりました。

2.2.3. 学校部活動・課外活動の環境

古河市内でオーケストラ・吹奏楽などの活動をしている中高生はいるものの、発表・鑑賞する機会・場所が十分に設けられておらず、学校部活動・課外活動の環境が整っていないことがわかりました。また音響・照明設備を実際に触れることができる施設もないため、本格的な舞台設備を利用する機会がないことも課題として挙げられます。

さらに共用部については、市民が交流できるスペース・飲食・シェアスペースの設置を求める意見が多く、市民が交流できる場の整備が必要であることがわかりました。

2.2.4. 文化芸術鑑賞の環境

文化芸術鑑賞の環境について、市民アンケートでは回答者の半数以上が文化的な環境に満足しておらず、その理由として近くにホールがないことを最も多く挙げています。市民は鑑賞機会を求めて市外・県外施設を利用しており、より身近に鑑賞機会が得られる場所の整備が必要です。

また文化的な環境に関心が無いという意見も見られ、市内に施設が不足していることで文化芸術に対する普及・啓発が到達できていない層が一定数いると考えられます。

3.（仮称）古河市新公会堂の目指す方向性と役割

新公会堂の目指す方向性と役割について、「（仮称）古河市新公会堂の整備に向けた検討報告書」でまとめられた「目指す姿」をもとに、基本調査報告書の内容や市民委員会などで挙げられた意見を加えて以下のとおり詳細化しました。

目指す姿：

だれもが気軽に文化芸術を体感し、表現できる空間と、
次世代への機会の創出

基本的な役割：

（１）古河市の文化の「ド・マンナカ」

① いつでも文化芸術と出会い、触れられる機会づくり

新公会堂を訪れることで日常的に文化芸術に触れることができる、市民生活に文化芸術で彩りや潤いをもたらす文化芸術活動の「ド・マンナカ」を目指します。

② 本格的な舞台芸術の鑑賞・上演の場

良質な舞台芸術を鑑賞できるホールとして、また、市民自らが舞台に立つ本格的なホールとして、市民が様々な形で本格的な文化芸術に触れられる場をつくります。

（２）賑わいが生まれ、活気があふれる「居場所」

① 賑わいにあふれた、市民の文化芸術活動拠点

活発に文化芸術に取り組む市民の活動拠点として活気に満ち、また、鑑賞に訪れる観客の熱気あふれる、賑わいに満ちた文化活動拠点を目指します。

② 文化芸術活動を通じて育てる、新たな「居場所」

ホール機能だけではなく多彩な利用に対応した機能を持ち、新しい活動や取り組みを受け入れ、市民の文化芸術活動のきっかけづくりになる「居場所」をつくります。

（３）新たなコミュニティを育てる「よりどころ」

① 文化芸術を核としたコミュニティの創出

文化芸術活動に取り組むひとや鑑賞に訪れる市内外からのひとの交流から、文化芸術を核としたテーマコミュニティが生まれ、育まれる環境をつくります。

② 古河で暮らす市民の心地よさ・安心を生み出す場所

晴れ舞台も日常利用も、そして災害時にいたるまで、市民がいつでも集うことができる、心の「よりどころ」となる施設を目指します。

(4) 次世代に向けた文化芸術活動の「育成拠点」

① 未来の古河を担う活動を育む場所

多様化する文化活動を受け入れ、その活動を担う幅広い世代が集まる場として、文化芸術活動への理解、そして参加機会の拡大につながる「育成拠点」を目指します。

② 文化芸術を通して「ちがい」を受け入れ認め合う

さまざまなバックグラウンドを持つ市民がともに文化芸術を体験することで、障がいの有無、国籍・人種・性別などの「ちがい」を超え、認め合い、受け入れる機会づくりを目指します。

4. 施設機能の基本方針

4.1. 施設機能の考え方

4.1.1. 大ホールの位置付けと施設機能の考え方

施設全体の主要機能となる大ホールの性格付けによって、施設に求められる機能や望まれる立地などは大きく異なるため、主要用途別に①文化振興、②興行、③MICE の3つで比較を行いました。

施設理念を踏まえ、新公会堂は①文化振興と②興行を掛け合わせた施設を目指します。

表 4.1 施設の用途別の相違点

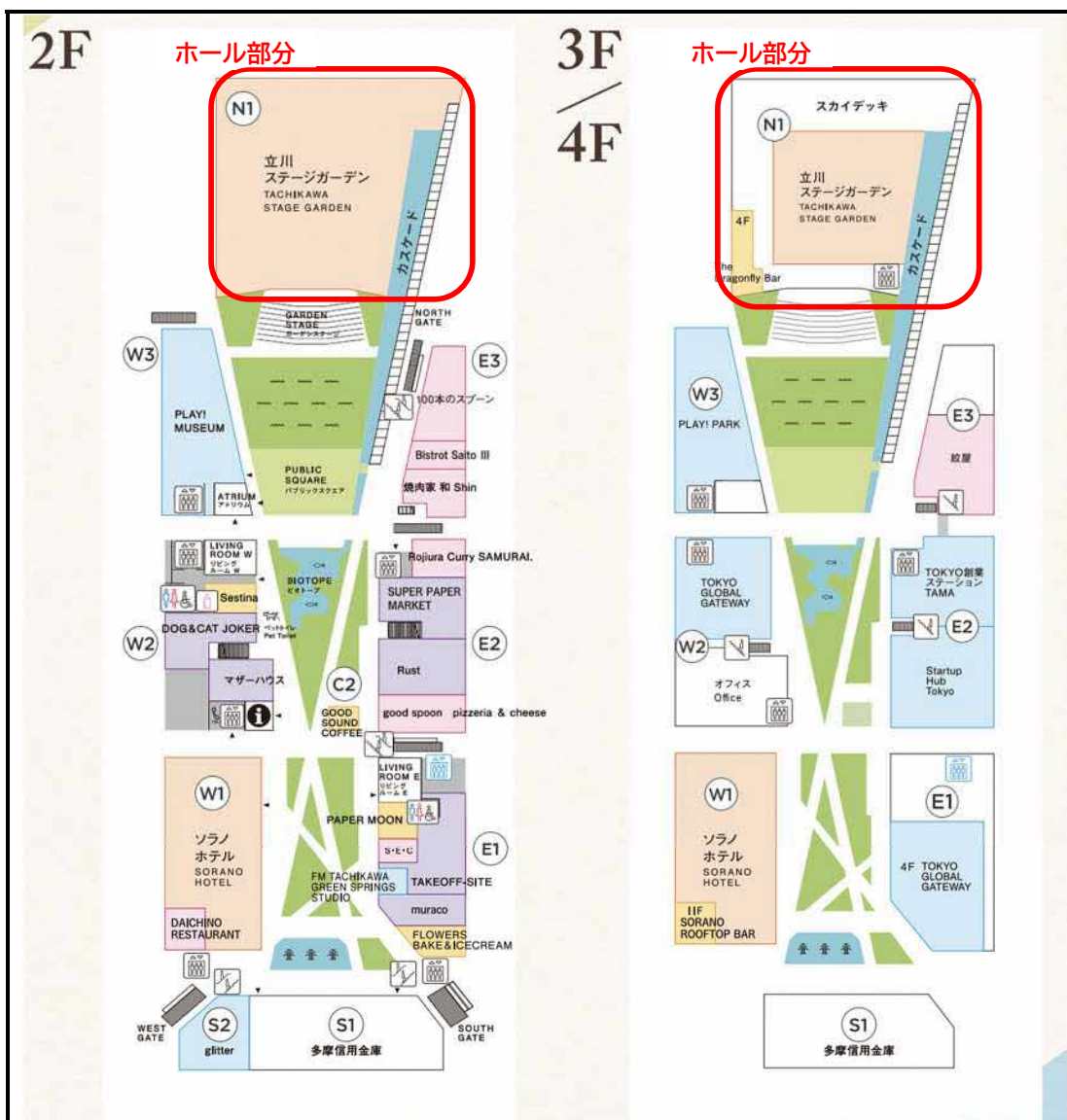
主要用途	① 文化振興	② 興行	③ MICE
主目的	地域の文化振興につながる舞台芸術鑑賞、練習などの場（自主事業・貸館）	ポップス音楽などの大型興行（貸館中心）	学会などのコンベンション（貸館中心）
集客対象	市域中心	広域	全国
大ホール 用途・規模	舞台芸術・多機能 ← 1,000 席	音楽主目的 1,500 席	レクチャー主目的 2,000 席 →
主な 施設機能	・小ホール（音楽もしくは演劇主目的、またはリハーサル室兼用など） ・創造支援機能（音楽・演劇・ダンスなどの各用途に適した練習室複数、リハーサル室、ギャラリーなど） ・交流・ロビー機能（ロビー、屋内イベントスペース、カフェなど）	・ロビー機能（開場待ち、物販）	・小ホール（複数、分科会会場） ・展示ホール（ポスターセッション用） ・会議室（分科会場） ・飲食機能（パーティー、バンケット用）
立地条件	【立地】 ・市内からのアクセス	【立地】 ・大規模商圏内	【立地】 ・主要都市からのアクセス
	【交通】 ・十分な駐車場の確保 ・公共交通機関アクセス	【交通】 ・公共交通機関からのアクセス重視（駅徒歩圏内） ・十分な駐車場の確保	【交通】 ・公共交通機関からのアクセス重視（駅徒歩圏内） ・ホテルからのアクセス ・ターミナル駅などからのアクセス
	【周辺施設】 ・商業施設、飲食店、公共施設（市民が日常的に利用する施設に近接）	【周辺施設】 ・飲食店（開演待ち時間帯のみ）	【周辺施設】 ・大型宿泊施設（会議誘致時に室数条件あり） ・飲食店
運営条件	【運営体制】 ・市の文化政策を推進できる自主事業企画・運営 ・全国や県内他館との連携 ・多様な自主事業・貸館に対応でき、技能や知識の向上のモチベーションが高い舞台技術者の配置	【運営体制】 ・プロモーターとの連携 ・最新の持ち込み機材に対応し、技能や知識の向上のモチベーションが高い舞台技術者の配置	【運営体制】 ・コンベンションビューローなど、各種団体との連携 ・観光分野との連携 ・周辺施設などとの連携

4.1.2. ホール施設と商業などの複合整備事例

新公会堂に求められる機能の参考とするため、他市の事例を整理しました。商業施設と一体的な整備を行うことで、賑わいの相乗効果が見られます。

表 4.2 整備事例1

01	立川ステージガーデン×GREEN SPRINGS				
特徴	・客席後方の壁を開放し、屋外からホールの演目を見ることができる ・ホールと一体的に芝生公園が設置され、来場者の憩いの場として賑わっている				
	 (立川ステージガーデン公式 HP より) ホール外観		 (コトブキシーティング株式会社 HP より) メインホール内観		
	 (号外 NET HP より) ロビーを舞台、広場を客席として利用		 (まいぶれ HP より) ホールのイベントを広場でも聞くことができる		
	 (受託者撮影) 商業エリアを含めたグリーティングイベント		 (受託者撮影) 商業エリアを使ったミニコンサート		
	所在地	東京都立川市緑町 3-1		竣工年	2020 年
敷地面積	38,900 m ²	延床面積	76,216 m ²	建築面積	29,895 m ²
施設構成	ホール機能	2,448 席			
	練習機能	-			
	賑わい創出	店舗、広場、ミュージアム、プレイパーク			
	その他	ホテル、オフィス、保育園			
事業主	株式会社 立飛ホールディングス				



(GREEN SPRINGS (グリーンスプリングス) 公式 HP より)

フロアマップ



(GREEN SPRINGS (グリーンスプリングス) 公式 HP より)

施設全体の鳥瞰



(GREEN SPRINGS (グリーンスプリングス) 公式 HP より)

カスケード：ホールの屋上を開放

表 4.3 整備事例 2

02

ザ・ガーデンホール/ルーム×恵比寿ガーデンプレイス

特徴

- 敷地に複数設けられている屋外広場や街中を利用した広域的なイベントが開催されている
- ホールや美術館などで開催される文化的催事、広場で開催されるイベント催事に分けられる



(サッポロ不動産開発 HP より)

ホール外観



(サッポロ不動産開発 HP より)

メインホール内観



(恵比寿ガーデンプレイス Facebook HP より)

エントランスからの風景



(恵比寿ガーデンプレイス Facebook HP より)

センター広場でのヨガイベント



(恵比寿ガーデンプレイス HP より)

シャッター広場でのマルシェ



(PR TIMES HP より)

恵比寿麦酒祭り

所在地	東京都渋谷区恵比寿 4-20-3		竣工年	1994 年	
敷地面積	82,365 m ²	延床面積	476.125 m ²	建築面積	31,601 m ²
施設構成	ホール機能	732 席(ガーデンホール)、308 席(ガーデンルーム)			
	練習機能	-			
	賑わい創出	店舗、美術館、 広場(シャッター広場・センター広場・時計広場)など			
	その他	ホテル、オフィス、共同住宅、博物館など			
事業主	株式会社 サッポロビール・住宅・都市整備公団(現・都市再生機構 [UR])				



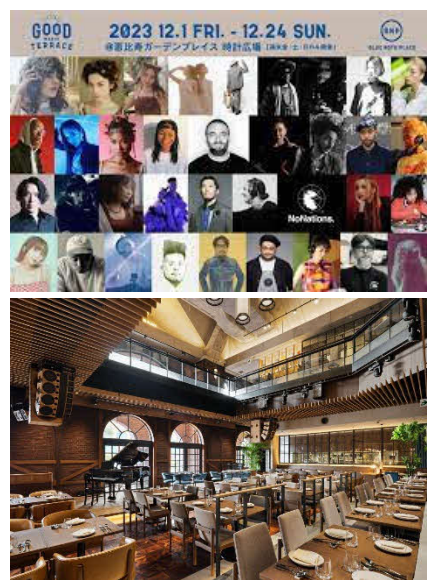
(恵比寿ガーデンプレイス HP より)

フロアマップ



(サッポロ不動産開発 プレスリリースより)

屋上上映イベント：ピクニックシネマ



(BLUE NOTE PLACE HP より)

ブルーノート・プレイスの音楽イベント：

店内での演奏やDJを広場に流す

表 4.4 整備事例 3

03	キラリ☆ふじみ×ららぽーと富士見				
特徴	・街の中心市街地における中核である「コミュニティパーク」に立地している ・ららぽーと富士見などと連携して、地域参加型のイベントが実施されている				
					
	(キラリ☆ふじみ HP より) ホール外観	(キラリ☆ふじみ HP より) メインホール内観			
					
	(キラリ☆ふじみ HP より) マルチホール内観	(キラリ☆ふじみ HP より) ハワイエを活用したサーカスイベント			
					
	(キラリ☆ふじみ HP より) ハワイエを活用した物販イベント	(ららぽーと富士見 HP より) ららぽーと富士見：屋外広場			
所在地	富士見市大字鶴馬 1803-1		竣工年	2002 年	
敷地面積	19,938 m ² (ホール)	延床面積	7,358 m ² (ホール)	建築面積	5,581 m ² (ホール)
施設構成	ホール機能	802 席(メインホール)、255 人(マルチホール)			
	練習機能	展示室、会議室、アトリエ、スタジオなど			
	賑わい創出	ららぽーと富士見			
	その他	富士見市役所、市民総合体育館、中央図書館など(※いずれも隣接)			
事業主	富士見市(キラリ☆ふじみ)、三井不動産株式会社(ららぽーと富士見)				



(ららぽーと富士見 HP より)

ららぽーと富士見フロアマップ



(キラリ☆ふじみ HP より)

11/23(いい富士見の日)に、エリア
一体でイベントを同時開催



(キラリ☆ふじみ HP より)

賑わいづくり事業：

ららぽーと富士見 屋外広場



(富士見市広報紙より)



(キラリ☆ふじみ HP より)

賑わい大地の収穫祭：

キラリ☆ふじみ全館



(富士見市 HP より)

ふじみマーケット：

キラリ☆ふじみ 駐車場

表 4.5 整備事例 4

04	ひらしん平塚文化芸術ホール×(見附台周辺地区)				
特徴	・壁面を大きく開放できるホワイエや多目的ホールを活用した全館イベントの開催 ・運営者との契約に地域イベントの企画・開催を盛り込んでおり、まちなかの賑わい創出に寄与				
					
	(ひらしん平塚文化芸術ホール HP より) ホール外観		(ひらしん平塚文化芸術ホール HP より) メインホール内観		
					
	(ひらしん平塚文化芸術ホール HP より) 多目的ホール：外部・ホワイエに解放可能		(ポコアポコ poco a poco Instagram より) ホワイエを活用したオープンライブ		
					
	(レモンホーム HP より) 広場を活用した産業まつり		(レモンホーム HP より) 多目的ホールを一体的に利用		
所在地	神奈川県平塚市見附町 15 他		竣工年	2022 年	
敷地面積	23,500 m ²	延床面積	8,414 m ² (ホール)	建築面積	5,105 m ² (ホール)
施設構成	ホール機能	1,200 席(大ホール)、200 人(多目的ホール)			
	練習機能	会議室 2、和室、練習室 3、文化芸術支援室など			
	賑わい創出	店舗			
	その他	スーパーマーケット、駐輪場、公民館など			
事業主	平塚市				



街区全体の配置図



中心会場マップ



七夕まつりの会場として利用：多目的ホールなど

4.2. 基本的な役割から求められる機能

新公会堂の目指す姿や基本的な役割に基づき、新公会堂に求められる機能は以下のよう
に具体化しました。

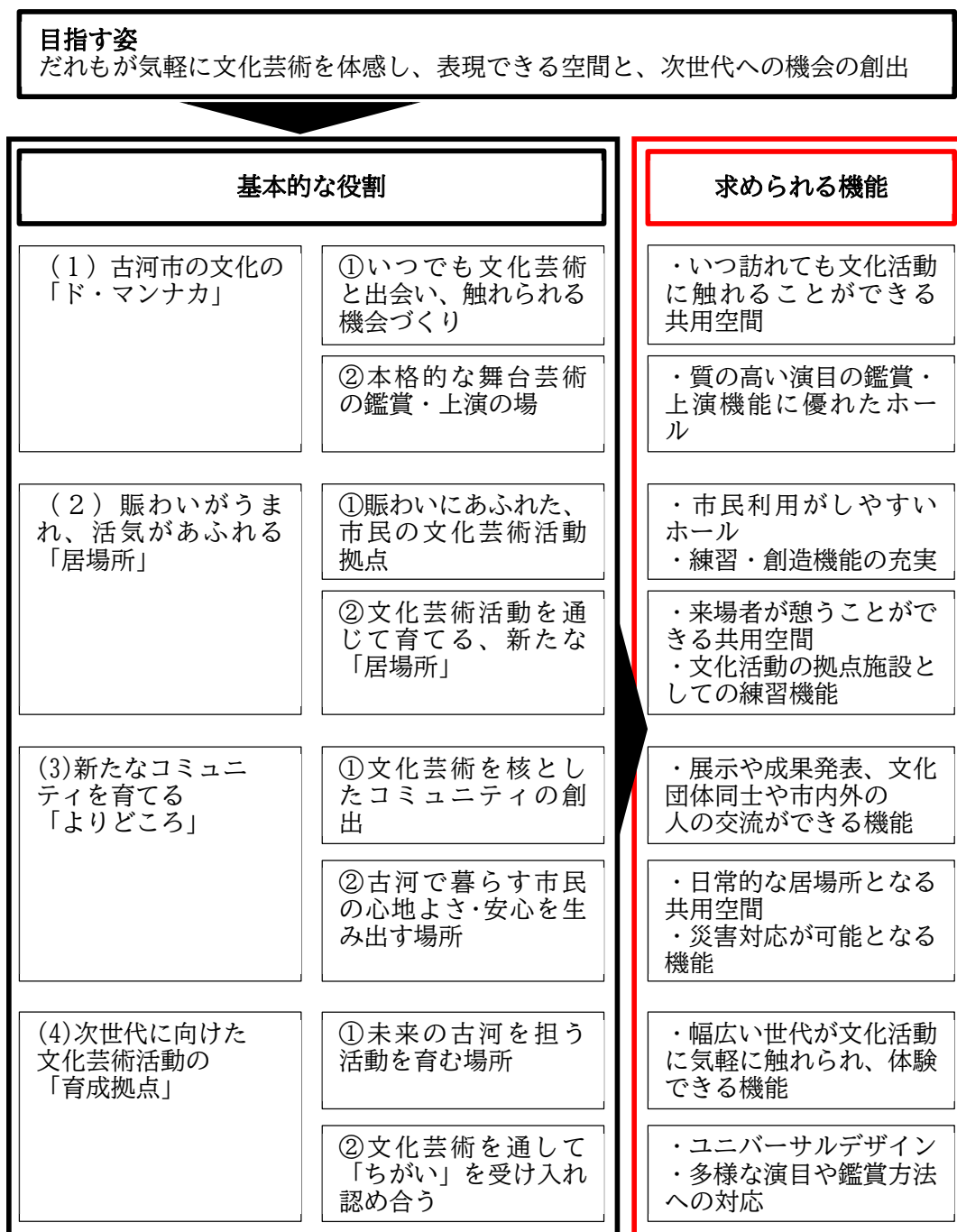


図 4.1 基本的な役割から求められる機能

4.3. 施設機能の基本方針

施設機能の基本方針に基づき、新公会堂に必要な機能を大ホール・小ホール・創造支援部門・共用部門の4つに整理しました。4つの部門について、ニーズ調査などで得られた意見や他市の事例に基づき、施設の基本方針を設定しました。

4.3.1. 大ホール

【基礎調査報告書での主な意見】

- ・座席数は800席～1,500席を中心に様々な意見あり
- ・様々な演目に使う多目的ホール<市民アンケート>
- ・コンサート（ポップス、クラシックなど）ができる<市民アンケート>
- ・広い舞台<プロモーターヒアリング>、
アクロス同等の舞台規模が最低限<教育関係ヒアリング>
- ・舞台設備の充実<文化団体アンケート>、電源容量の確保<プロモーターヒアリング>
- ・そのほか楽屋個数、搬入条件などに関する意見

【他市の事例イメージ】

多様な客席数に対応できる大ホールのイメージ

小美玉市四季文化館みの～れ（600席）

ワンスロープ型の中型ホール。600席としてのほか、少人数の利用（332席）にも対応可能。
中通路上部に設置されたカーテンとパネルをフックを用いて吊り上げることで、客席数を可変させる。



（四季文化館みの～れ HP より）



（四季文化館みの～れ HP より）



（受託者撮影）

三原市芸術文化センターポポロ 1209席（1階席：853席、2階席：356席）

2層バルコニー型のホール。2階席先端部にパネルを展開することで、853席の少人数利用に対応可能。
調整室や照明室などは1階席後方や天井面に設置することで、パネルの展開時も演出や進行に支障が無いよう配慮。



（日本電設工業株式会社 HP より）



（受託者撮影）

【新公会堂の基本方針】

- ・質の高い演目の鑑賞・上演機能に優れたホールとする
- ・演技スペースや袖などは十分な広さ・高さを有し、プロ～アマまで使いやすく、
様々な演目に対応できる設備を備える

4.3.2. 小ホール

【基礎調査報告書での主な意見】

- ・市内には、市民の発表に適した規模の小ホールが複数設置されているが、舞台設備や裏方諸室(楽屋やリハーサル室)などの機能について、十分ではないという意見も挙げられている
- ・80人～100人規模の練習室の要望がある
- ・子どもたちが文化に触れる場<市民アンケート>、生徒が機材などに触れられる場<教育関係ヒアリング>、部活動の地域移行の場<教育関係ヒアリング>
- ・大型の楽器を保管する場所、据え置き型の打楽器<教育関係ヒアリング>
- ・そのほか楽屋個数、搬入条件などに関する意見

【他市の事例イメージ】

小規模の多様な演目に対応した多機能型小ホールのイメージ

小ホール(フレサよしみ 213 m²) 天井高:7.0m 機能:遮音  (受託者撮影)	小・中スタジオ (神奈川芸術劇場 401 m²) 天井高:5.3m  (受託者撮影)
スタジオ(まつもと市民芸術館 384 m²) 天井高:4.8m 設備:移動型音響システム  (受託者撮影)	マルチスペース(大船渡市民文化会館 246 m²) 天井高:7.5m(キャットウォーク高さ) 設備:ビデオプロジェクター  (受託者撮影)
小ホール (白河市文化交流館コミネス) 天井高:10m 客席を収納し平土間形式へ転換可能  (白河文化交流館コミネス HP より)  (白河文化交流館コミネス HP より)	

【新公会堂の基本方針】

- ・市内既存小ホールと役割分担、差別化を図り、市民利用がしやすいホールとする
- ・展示や成果発表、文化団体同士や市内外の人の交流ができる機能を設ける

4.3.3. 創造支援部門

【基礎調査報告書での主な意見】

- ・ 使い方・機能：防音性能、展示機能<文化団体アンケート>
- ・ 備品・設え：鏡、水道設備、ピアノ、冷暖房、移動観覧席<文化団体アンケート>
- ・ 少人数での活動に対応した諸室機能、個数に関する意見<文化団体アンケート>
- ・ 80～100 人規模の練習室、30～40 人規模の練習室を複数<教育関係ヒアリング>
- ・ 大型の楽器を保管する場所、据え置き型の打楽器<教育関係ヒアリング>

【他市の事例イメージ】

利用目的に応じた機能性を備えたスタジオイメージ

練習室 1 (あきた芸術劇場 48 m ²)	スタジオ 2 (IYO 夢みらい館 28 m ²)
用途: 大人数での練習や打合せなどに対応 設備: アップライトピアノ	用途: バンド練習や器楽練習に対応 設備: ドラムセット、電子ピアノ、アンプ
	
(あきた芸術劇場ミルハス HP より)	(IYO 夢みらい館 HP より)

【新公会堂の基本方針】

- ・ 文化活動の拠点施設としての練習機能を設ける
- ・ 練習・創造機能の充実を図る

4.3.4. 共用部門

【基礎調査報告書での主な意見】

- ・多目的フリースペース、交流室、気軽に市民が集えるコミュニティづくりの場
＜市民アンケート＞
- ・レストラン、カフェ＜市民アンケート＞、飲食機能の併設＜文化団体アンケート＞
- ・防災面に配慮のある施設＜市民アンケート＞、防災対応＜文化団体アンケート＞
- ・バリアフリー対応＜文化団体アンケート＞、地域移行の場＜教育関係ヒアリング＞

【他市の事例イメージ】

誰でも気軽に施設を訪れることができ、新たなコミュニティの形成のきっかけづくりになる複数の用途のイメージ

共用ロビー・飲食機能 イメージ

茅野市民館ホワイエ	座・高円寺カフェ
催事が無いときはホワイエを開放し、市民活動や勉強など自由に使用可能  (受託者撮影)	2階にあるカフェ「アンリ・ファール」 毎月絵本読み聞かせやイベントなども実施  (座・高円寺 HP より)

子育て機能 イメージ

キッズルーム（北上市文化交流センター）	キッズルーム（ひらしん平塚芸術文化ホール）
完全予約制の託児サービス付き  (さくらホール feat. ツガワ HP より)	託児機能はなし  (ひらしん平塚芸術文化ホール HP より)

情報コーナー・展示コーナー機能 イメージ

市民活動情報コーナー（武蔵野プレイス）	郷土展示コーナー（土佐市複合文化施設つなで）
各種情報の入手・閲覧、ロッカーの利用可能  (武蔵野プレイス HP より)	市の歴史や観光情報を発信するスペース  (石元泰博フォトセンター HP より)

【新公会堂の基本方針】

- ・いつ訪れても文化活動に触れることができる共用空間とする
- ・来場者が憩うことができる共用空間とする

4.4. 施設機能図

施設機能の基本方針に基づき、部門ごとの関連性を示した施設機能図を以下に示します。

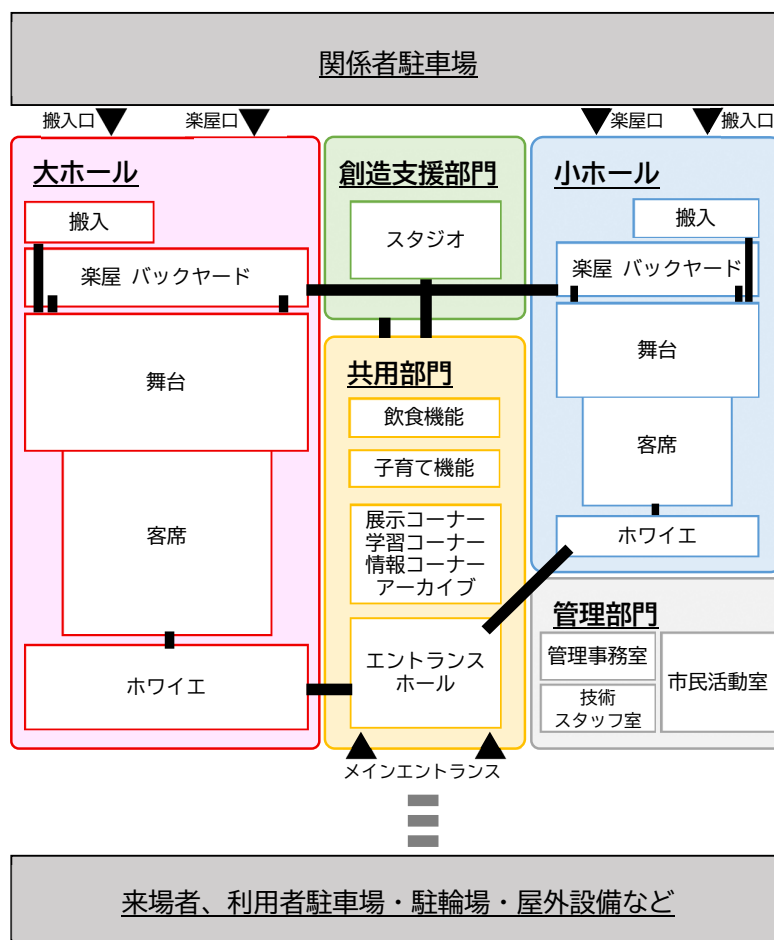


図 4.2 施設機能図

4.5. その他配慮すべき事項

4.5.1. 安心と安全の確保

(1) 施設計画上の配慮

新公会堂は、晴れ舞台や日常利用だけではなく、災害時に至るまで、市民がいつでも集うことができる、心の「よりどころ」となる施設を目指します。そのため、災害時の機能についても配慮する必要があります。公共施設の計画に際して、防災的な機能については立地に応じた対策を講じます。今後、防災施設としての位置付けを整理し、ロビー・ホワイエなどを中心とした一時避難への活用や屋外へのかまどベンチの設置などの対応を考えていきます。



(古河市撮影)

図 4.3 かまどベンチイメージ

(2) 運営上の配慮

新公会堂は、舞台特殊設備を備えた本格的な劇場・ホールを含む公共施設です。舞台特殊設備を適切に維持・管理し、利用者に施設を提供するためには、専任の舞台技術者の常駐配置が必要となります。利用者が安全に施設を利用し、来場者が安心して鑑賞・参加できる環境を整えられるよう、舞台技術者などの専門職の配置について、管理運営計画で検討します。

4.5.2. バリアフリー、ユニバーサルデザイン

(1) バリアフリー

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」と同施行規則などの基準に基づき、施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る建築物とします。

(2) ユニバーサルデザイン

「障害者基本計画」(平成 14 (2002)年)においてバリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方を指します。「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成 20(2008)年)では、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方(「バリアフリー」)とともに、施設や製品などについては新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方(「ユニバーサルデザイン」)が必要であることが示されています。

新公会堂整備にあたっては、多様な市民が利用しやすい建築デザインやサイン計画などに配慮します。

4.5.3. カーボンニュートラル(環境配慮)

(1) 環境配慮に関する国の政策及び古河市の計画

国は、令和 4 (2022) 年に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)」(建築物省エネ法)を改正し、建物における省エネ対策の徹底や再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、新築する建築物の省エネルギー性能の ZEB 水準達成を目指しています。

また古河市は「第 2 次古河市環境基本計画」(令和 4 (2022) 年)において、古河市が策定する計画や事業などに対し環境の保全及び創出に関する基本的な方向性を示すとともに、令和 4 (2022) 年には「第 2 次古河市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、令和 13 (2031) 年度までのカーボンニュートラル達成に向け、様々な取組を推進しています。

新公会堂の整備にあたっては、これらの計画に基づき、古河市の文化施設としてふさわしい環境配慮に努めます。

(2) ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）について

国は、平成 27(2015)年に「ZEB ロードマップ検討委員会とりまとめ」において、ZEB を「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」と定義しています。

ZEB 水準を達成するには、高性能断熱材や高効率照明などのエネルギーを減らすための技術（省エネ技術）と太陽光発電などのエネルギーを作るための技術（創エネ技術）を活用し、建築物の一次エネルギー消費量を削減する必要があります。ZEB は基準値からの一次エネルギー消費量削減率によって下表のとおり区分されます。

表 4.6 ZEB 水準の区分

ランク	基準値からの一次エネルギー消費量削減率	
	省エネのみ	創エネ含む
『ZEB』	50%以上	100%以上
Nearly ZEB	50%以上	75%以上
ZEB Ready	50%以上	75%未満
ZEB Oriented	30%以上（集会所などの場合）	—

現在までに ZEB 認証を取得した主なホール施設は以下のとおりであり、取得したランクは、いずれも ZEB Ready または ZEB Oriented です。

表 4.7 ZEB 認証を取得した主なホール施設

施設名称	竣工年	一次エネルギー削減量	ランク
氷見市文化芸術館	令和 4（2022）年	52%	ZEB Ready
かるまい文化交流センター	令和 5（2023）年	53%	ZEB Ready
福岡市民ホール	令和 7（2025）年	51%	ZEB Ready
水戸市民会館	令和 4（2022）年	32%	ZEB Oriented
茨木市文化子育て複合施設 おにクル	令和 5（2023）年	43%	ZEB Oriented

一般的には、施設規模が大きくなるほど、機械室から各諸室までの経路におけるロスが大きくなることから、省エネ性能の向上は難しくなるとされています。

さらにホールのように天井が高い空間においては、空調のエネルギーの消費量が大きくなる一方で舞台や客席は静けさが求められることから、空調機の騒音対策とのバランスを考慮する必要があり、その他の用途の建築物に比べて ZEB 水準を達成することがより難しくなり、概算事業費の増加に繋がります。

4.5.4. SDGs（持続可能な開発目標）

古河市は令和 6（2024）年に SDGs 未来都市に選定され、「古河市 SDGs 未来都市計画」（令和 6（2024）年）において「誰一人取り残さない包括社会とゼロカーボンシティの古河（まち）」の実現を目指し、様々な取組を推進しています。

新公会堂の整備、施設の管理及び運営にあたっては、下記のアイコンが示す目標（ゴール）達成への貢献を目指します。



図 4.4 新公会堂の整備、施設の管理及び運営にあたり目指す目標（ゴール）

5. 施設整備の概要

5.1. 施設規模

求められる施設機能に基づいて必要な面積を部門別に検討し、施設規模を算出します。各部門の規模の決定にあたっては、次に示す項目について事例などを参考に検討しました。

5.1.1. 大ホールの客席数、客席形状（層数）、舞台の規模について

（1）客席数

大ホールの客席数は、市民アンケートなどでも幅広い意見が確認されました。

古河市周辺のホールの客席数を調査した結果、1,200～1,300 席規模のメインホールが多くみられ、稼働率は概ね 40%～60%となっています。同規模のホールを整備した場合、同程度の稼働率での需要があることが見込まれます。

No	施設名	客席数	稼働率	
			H30	R4
1	春日部市民文化会館	1,506	56.2%	53.2%
2	結城市民文化センター	1,286	54.2%	39.0%
3	羽生市産業文化ホール	1,286	40.1%	48.2%
4	佐野市文化会館	1,284	61.1%	63.3%
5	久喜総合文化会館	1,218	57.9%	61.2%
6	栃木市栃木文化会館	1,204	64.4%	59.9%
7	栃木市藤岡文化会館	1,004	24.7%	21.6%
8	野木町文化会館	800		56.9%
9	坂東市民音楽ホール	704	50.3%	50.7%
10	栃木市岩舟文化会館	704	48.0%	50.0%
11	蓮田市総合文化会館	634	56.3%	49.4%
12	館林市三の丸芸術ホール	519	52.1%	49.1%
13	筑西市立生涯学習センター	512	45.4%	16.3%
14	久喜市栗橋文化会館	480	38.5%	46.4%
参	全国平均（1000席～）		63.7%	49.7%
考	全国平均（500～999席）		55.0%	44.3%



図 5.1 古河市周辺ホール客席数と稼働率

また大ホールは、主要な用途の1つとして、二十歳のつどいや芸術鑑賞会などの市内行事への対応が考えられます。そのため、市内の1つの学年が入りきるホールの規模を確認しました。

将来的には男女とも減少傾向にあります。概ね1,000席前後の規模が求められます。

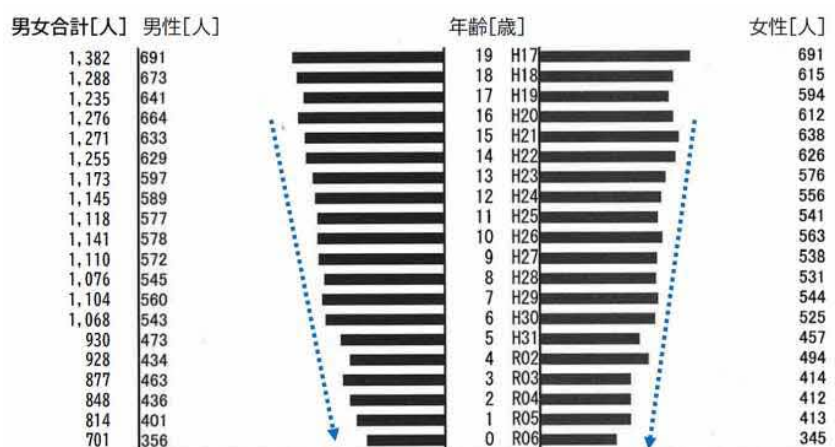


図 5.2 古河市の男女・年齢別人口（令和6年3月1日時点、古河市HPより19歳以下を抜粋）

さらに、大ホールでは鑑賞型の演目が十分に実施されることも求められるため、イベントの企画や運営を行うプロモーター会社へのヒアリングを実施しました。

【プロモーターへのヒアリング結果】

- ・古河市の立地上、貸館による大規模な興行の成立は難しい
- ・大規模都市圏へのアクセスの容易さ、また北関東エリアの大規模ホールとの競合
- ・客席数としては、1,200～1,500席規模が望ましい
- ・古河市周辺のホールのように、共催事業とすることで良質な鑑賞型事業を実施できる

※共催事業：

- ・ホールの利用料金を徴収しない、チケット販売の一部を施設側でも実施
- ・プロモーターはチケット売上の一部を施設側に納める
- ・市は鑑賞事業の機会の増加、プロモーターは金銭的リスクの低減がメリットとなる

参考：公益財団法人結城市文化スポーツ振興事業団「令和4年度事業報告書」より「鑑賞型事業」の内訳

- ・主催事業：5件⇒オーケストラ、親子映画上映会、楽器のワークショップなど
- ・共催事業：14件⇒アーティストのホールツアー、寄席・落語、バレエ、お笑いライブなど

以上の確認を踏まえ、新公会堂の大ホールの客席数は1,300席程度とします。

(2) 客席形状（層数）

大ホールの客席は施設によって層数が異なり、それぞれ特徴があります。

また、多様な目的に対応するためには、客席をロールバックチェアとする意見もありましたが、コストや客席の座り心地を重視し、固定席とします。

新公会堂は、質の高い演目の鑑賞・上演機能に優れたホールを目指すため、舞台の見やすさや来場者の利便性を考慮し、2層バルコニー形式とします。

また少人数での利用もできるよう、1階席以外を隠せる設備を設置します。

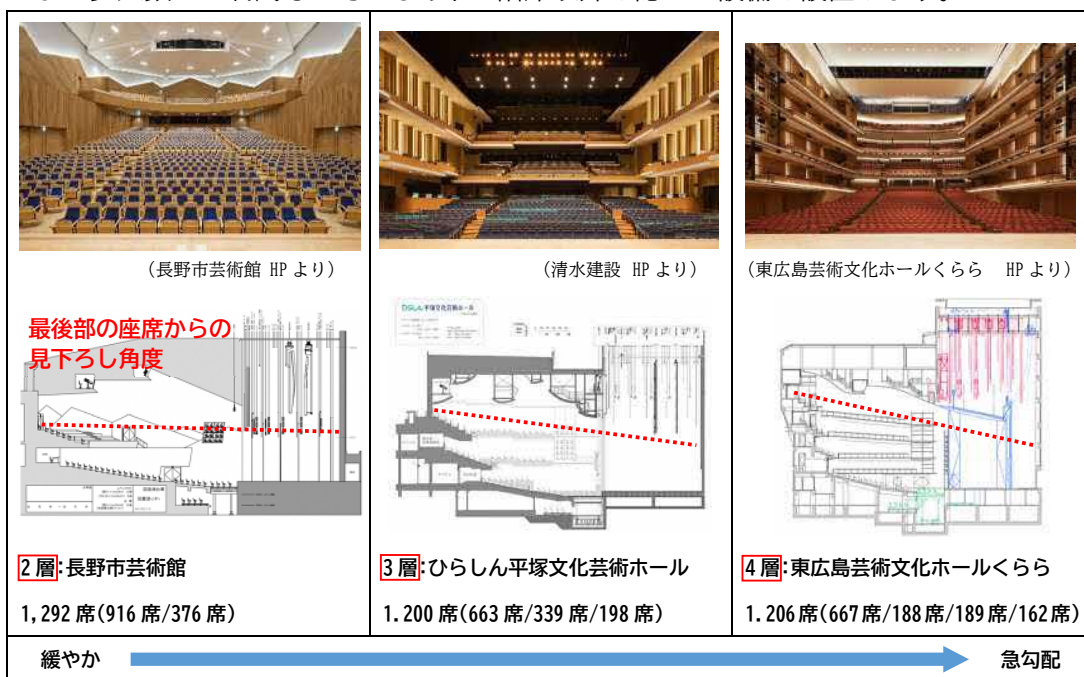


図 5.3 客席形状のイメージ

表 5.1 層数の比較

項目	2層	3層
建築面積	△ 客席部分の建築面積は大きくなる ホワイエの層数を抑えられる	△ 客席部分の建築面積は小さくなる 層ごとにホワイエが必要となる
建物高さ	○ 客席部分の高さは抑えられる	△ 客席部分の高さが高くなる
舞台の 見やすさ	○ 最後列は舞台と客席との距離が遠くなるが、 勾配は緩やかであり、舞台上の演者と同じ目線となる（舞台を見やすい席が多い）	△ 舞台と客席の距離が近いが、 最後列は舞台を見下ろす角度が急になる（舞台を見にくい席が多くなる）
来場者の 利便性	○ 階段やエレベーターなどでの移動が少なく済む スタッフの案内がしやすい	△ 階段やエレベーターなどで昇降する階数が増える

表 5.2 固定席とロールバックチェアの比較

項目	固定席	ロールバックチェア
転換効率	× 転換は想定しない	○ 段床⇄平土間の転換が容易
演目の拡張性	△ 基本的にはエンドステージ形式の演目のみ	○ エンドステージ、平土間の演目両方に対応、演出によってはステージ位置の変更なども可能
椅子の性能	○ 座り心地が良く、快適性の高い椅子を選定可能	△ 標準仕様の中では、選定できる椅子に制約がある
イニシャルコスト	△ 椅子+段床部分の建築工事が必要、椅子部分だけでのコスト差は少ない	× 平土間演目用の機器や客席演出用のキャットウォークなどが必要
ランニングコスト	○ 定期的なメンテナンスは不要	△ 電動で操作するため、年1～2回定期的なメンテナンスが必要

(3) 舞台の大きさ

主舞台の大きさは、周辺施設の大きさを参考に、10 間×10 間 (18m×18m) もしくは 10 間×8 間 (18m×15m) 程度とします。

また音響性能の向上を見込むため可動式のプロセニウムを採用した建物高さ(10～12m 程度)を確保する方針とします。

表 5.3 古河市周辺の主舞台の大きさ

施設名	客席数	開館年	幅[W]	奥行[D]	高さ[H]
春日部市民文化会館	1,506	1983 年	18.0m	18.0m	9.0m
結城市民文化センター	1,286	1991 年	18.0m	15.0m	9.0m
羽生市産業文化ホール	1,286	1984 年	17.0m	10.0m	6.0m
佐野市文化会館	1,284	1979 年	18.0m	15.0m	8.0m
久喜総合文化会館	1,218	1987 年	18.0m	15.0m	9.0m
栃木市栃木文化会館	1,204	1983 年	18.0m	15.0m	9.0m
栃木市藤岡文化会館	1,004	1992 年	18.0m	10.0m	6.0m
野木町文化会館	800	1995 年	19.3m	11.5m	12.7m
久喜市栗橋文化会館	480	1994 年	14.0m	9.7m	7.0m

なお、オーケストラピットについては、施設規模を鑑みると主用途となるオペラやミュージカルの演目においても、ピットを利用した生音ではなく録音で行う場合が多いことや、他市事例においても本来の用途での利用率が低いこと、メンテナンスやコストを鑑みて、原則設置しません。

5.1.2. 小ホールの規模について

市内には、市民の発表に適した規模の小ホールは複数設置されていますが、舞台設備や楽屋、リハーサル室などの機能の充実や音響性能の向上が求められています。

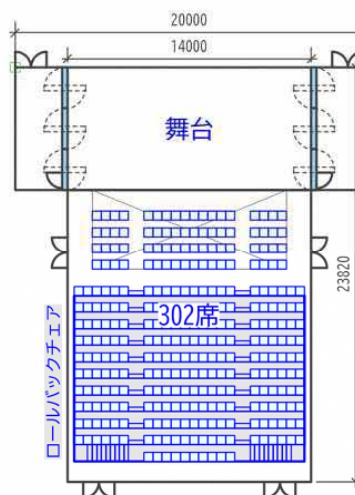
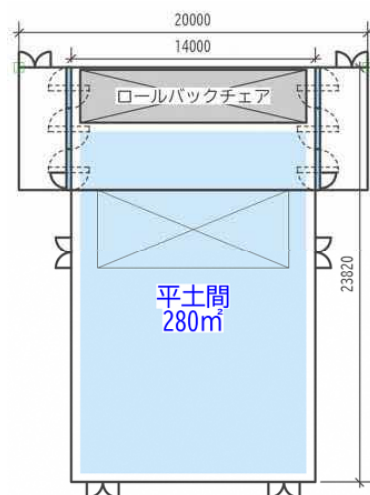
そのため、市内既存の小ホールとの役割分担や差別化を図り、大ホールのリハーサル室としても利用できる、大ホールの主舞台と同程度の広さを備えます。

表 5.4 市内既存の小ホール

分類	移動観覧席型	平土間型
特徴	ステージ（移動観覧席）が設置されているホール	ステージのみ設置されている平土間型ホール
ホール例	 （古河市撮影） 野本電設工業コスモスプラザ  （古河市撮影） ユースセンターKI 防水	 （古河市撮影） サンワックスホール スペースU古河  （古河市撮影） ふれあい公民館
所有数	3 室（古河：1、総和：1、三和：1）	13 室（古河：4、総和：6、三和：3）
概要	最大の座席数は 385 席（野本電設工業コスモスプラザ） 利用形態：音楽発表会、演劇練習、講演会など	収容人数：最大 1,000 人の施設があるが、その他は 150～300 人程度の規模が多い 利用形態：卓球、体操、吹矢、ダンスなど

大ホール主舞台と同程度の広さを備えた場合の利用イメージは以下のとおりです。

【事例イメージ】

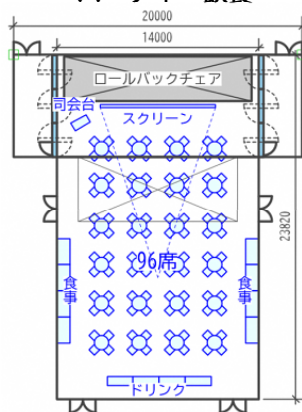


(やまと芸術文化ホール HP より)

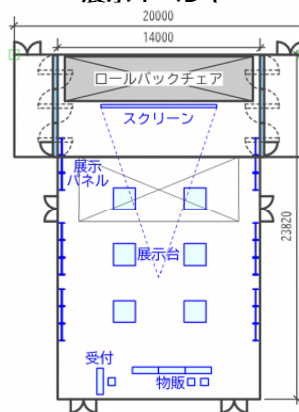


(SPS HP より)

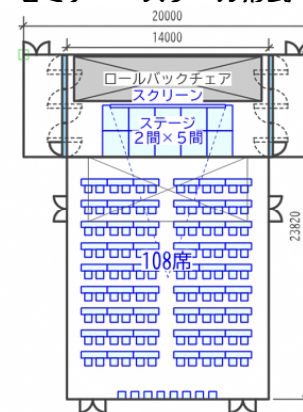
パーティ・飲食



展示イベント



セミナー・スクール形式



(受託者撮影)



(受託者撮影)



(コスモスイニシア HP より)

5.1.3. スタジオの利用イメージと規模について

市内の練習機能としては公民館や交流センターの諸室が利用できます。一方で防音機能や鏡など、高機能な練習室は不足している傾向にあります。

そのため、施設機能を分散し、重ね使いをして効率的な諸室配置を行います。

表 5.5 市内既存施設の練習室

分類	多目的型	創作活動型
特徴	会議や研修、練習など多目的な用途で利用	音楽・調理・実習など、特定の用途で利用
諸室例	 (古河市撮影) つつみ公民館  (古河市撮影) いちょうプラザ	 (古河市撮影) ヤクルトはなももプラザ  (古河市撮影) いちょうプラザ
所有数	57 室（古河:24、総和:24、三和:9）	42 室（古河:19、総和:19、三和:4）
概要	諸室：会議室、研修室、体育室、学習室、多目的室など 利用形態：竹細工、囲碁、書道、演劇練習、フラダンス、卓球、ヨガなど	諸室：和室、茶室、音楽室、工作室調理室など 利用形態： 【和室】茶道、舞踊、着付け、ヨガなど 【調理室】パン作り、そば打ちなど 【音楽室】コーラス、二胡など 【工作室】絵画、陶芸など

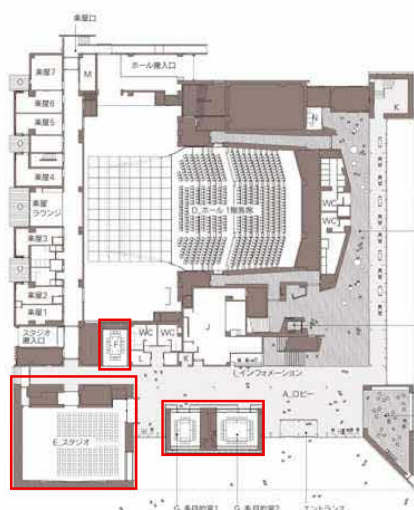
機能分担を図った施設のイメージは次のとおりです。

【事例イメージ】

【練習機能を分担する施設イメージ】

太田市民会館

- ・大ホール、スタジオ兼リハーサル室のほか、練習室系機能は最小限にとどめる
- ・市内既存公共施設との機能分担を図るための計画



スタジオ（日本建設業連合会 HP より）

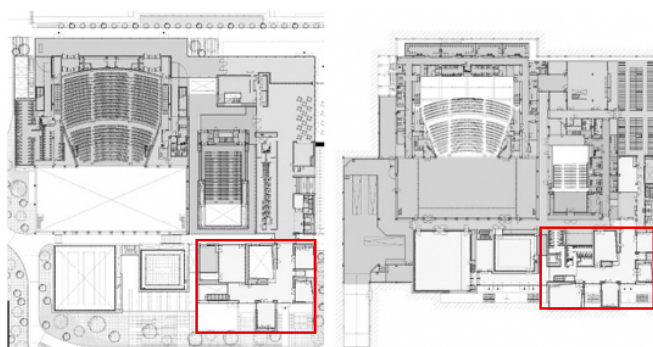


多目的室（太田市民会館 HP より） 会議室（受託者撮影）

【各機能に特化したスタジオ群のイメージ】

高槻城公園文化芸術劇場

- ・「ひと・まち・未来が輝く 文化芸術の創造・発信拠点」がコンセプトの施設
- ・音楽・身体表現・会議の使い方に特化した設備を持つスタジオが複数設けられている



音楽スタジオ：音響配慮、ピアノ設置
（高槻城公園文化芸術劇場 HP より）



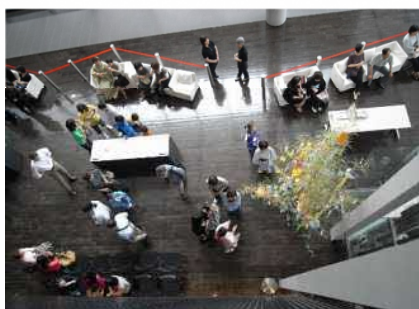
身体表現スタジオ：リノリウム、鏡
（高槻城公園文化芸術劇場 HP より）

5.1.4. 共用部門の重ね使いについて

共用部門には、多くの人々が利用できるよう、様々な機能が求められます。

積極的に「重ね使い」をし、兼用の機能とすることで、稼働率の向上を図り、限られた面積を有効活用します。共用部門の重ね使いをしたイメージは以下のとおりです。

【事例イメージ】



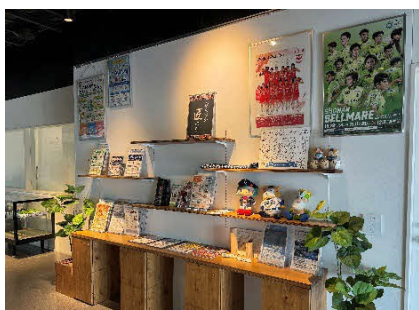
茅野市民館
(受託者撮影)

イベント時のホワイエを拡張



気仙沼中央公民館
(岡田新一設計事務所 HP より)

一部を活用したキッズスペース



ひらしん 平塚芸術文化ホール
(受託者撮影)

壁面などを活用した展示スペース



茅野市民館
(受託者撮影)

一部を活用した学習スペース

5.1.5. 施設規模の方針

以上の検討の結果、新公会堂の施設規模は以下のとおり設定します。

表 5.6 施設規模の方針

部門	概要	規模
大ホール	大ホール客席、ホワイエ、舞台、技術諸室、楽屋など	約 6,400 m ²
小ホール	小ホール客席、舞台、技術諸室、楽屋など ※ホワイエはエントランスホールなどと重ね使いをして効率化を図る	約 1,250 m ²
創造支援部門	スタジオ	約 120 m ²
共用部門	エントランスホール、飲食機能（カフェ）、託児コーナー ※情報スペース・学習で使用するラーニングスペース・展示スペース・アーカイブなどの機能を重ね使いして設置し、面積の効率化を図る	約 1,300 m ²
管理部門	事務室、市民活動室など	約 300 m ²
その他 （設備室など）	空調機械室、電気室など	約 550 m ²
計		約 9,920 m ²

※今後の詳細検討により規模は変わる可能性がある

※舞台上部すのこ面積、フロントサイド室、シーリングスポット室の面積は除く

5.2. 施設の具体的な計画

市民が求める機能や役割、規模を踏まえ、新公会堂が目指す具体的な施設計画を以下のとおり整理します。

5.2.1. 大ホール

大ホールは、上質な鑑賞ができる約1,300席のホールとします。

- 市民による発表利用から、プロによるイベント利用に至るまで、幅広い利用に対応が可能なホール機能を備えます。
- クラシックコンサートや吹奏楽などの音楽利用、演劇やダンスなどの上演、講演会など様々な演目の上演が可能な設えとします。

客席

- ・1,300席程度（固定席）
- ・2層バルコニー形式
- ・少人数での利用もできるよう、1階席以外を隠せる設備を設置

舞台

- ・舞台の広さは10間×10間（18m×18m）もしくは10間×8間（18m×15m）程度
- ・舞台のプロセニアムの高さは10～12m程度、舞台袖は利用しやすい広さを確保

その他

- ・オーケストラピットは原則設けないこと
- ・ロールバックチェアは設けないこと
- ・ホワイエ、楽屋、搬入口などを適切に配置



マルホンまきあーとテラス（受託者撮影）



白河文化交流館 コミネス（受託者撮影）

図 5.4 上質な鑑賞ができる客席のイメージ 図 5.5 様々な演目の上演が可能な設えのイメージ

5.2.2. 小ホール

小ホールは、移動観覧席を備えた多機能型の約 300 席のホールとします。

- 市民による利用がしやすい規模の小ホールを設けます。
- 移動観覧席（ロールバックチェア）を設置して、段床形式の演目だけでなく平土間形式でも活用できる、多機能型のホールとします。
- 大ホールのリハーサル室を兼ねる計画とします。

客席

- ・ 300 席程度、移動観覧席（ロールバックチェア）を設置
- ・ 大ホールの舞台と同じ階に設置し、リハーサル利用の利便性に配慮

舞台

- ・平土間スペースは大ホールの主舞台と同程度確保

その他

- ・ホワイエ、楽屋、搬入口などを適切に配置



白河文化交流館 コミネス（受託者撮影）



富士見市民文化会館 キラリ☆ふじみ（受託者撮影）

図 5.6 移動観覧席を設置した多機能型
ホールのイメージ

5.2.3. 創造支援部門

創造支援部門は、防音機能などを備えた高機能なスタジオとします。

○創造支援部門の諸室は、市民による日常的な練習や創造活動の場となるための空間として整備します。

○日常的な文化活動の様子が来場者に伝わることで、新たな活動をはじめのきっかけとなり、さらなる施設の賑わいづくりに寄与できる計画とします。

スタジオ

・練習室は市内既存文化施設との機能分担を鑑み、高機能なスタジオを4室程度設置



西神中央ホール（受託者撮影）



白河文化交流館 コミネス（受託者撮影）

図 5.8 防音機能を備えつつ、日常的な文化活動の様子が来場者に伝わるスタジオのイメージ

図 5.9 鏡などを備えた練習スタジオのイメージ

5.2.4. 共用部門

共用部門は、憩いや交流の場となるロビー空間とします。

- 共用部門は、ロビーとしての機能だけではなく、施設整備のコンセプトに合わせて様々な機能を有したフリースペースを計画します。
- 誰でも、気軽に施設を訪れることができ、文化活動を通じた市民同士・団体同士の交流を促し、新たなコミュニティの形成や文化活動へ参加するきっかけをつくります。

共用ロビー

- ・情報スペース・学習スペース・展示スペース・アーカイブなどの機能を有する共用ロビーは、重ね使いをして効率的に設置

その他

- ・飲食機能（カフェ）、防災機能（屋外に設置する防災家具）、託児コーナー（常設で検討）を設置



水戸市民会館（受託者撮影）

図 5.10 来場者が自由に使える空間のイメージ



西神中央ホール（受託者撮影）

図 5.11 誰でも気軽に施設を訪れ交流する空間のイメージ

5.2.5. 管理部門

- 4つの部門を取りまとめ、施設を適切に管理運営するための諸室を計画します。
- 利用者が快適に施設を使うことができるよう、貸館や予約、維持管理に関する業務を行います。

5.3. ゾーニング・配置方針

施設のゾーニング・配置は、施設の具体的な計画に基づき、以下のことに配慮します。

表 5.7 ゾーニング・配置方針

項目	内容
施設内の ゾーニング方針	【動線計画】 ・来場者動線・管理動線（出演者動線）をそれぞれ別々に、なおかつ効率的に確保する ・諸室を適切に配置し、施設の利便性を確保する ・1階をメインフロアとして、人や物が頻繁に行き来する部屋やエリアは極力1階に配置する 【配置計画】 ・搬入口からの経路は、舞台セットや楽器など、大型のものが通ることを考慮する ・舞台やリハーサル室を2階以上に配置する場合は、大型エレベーターが必要であることを考慮する ・大ホールのリハーサル利用を鑑み、出演者や舞台セットの行き来がしやすいように配慮し、小ホールを同一階に配置する ・イベントの際には多くの来場者が見込まれるため、共用部～ホワイエへの動線はできるだけ簡略化する ・来場者エントランスなどは、車での来場、徒歩や公共交通を使った来場の両方に対応できるよう、複数箇所設ける
敷地に対する 施設配置方針	・安全に配慮した車両動線、ならびに歩行者の動線を確保する ・関係者用駐車場及び搬入動線（大型トラック対応）を確保する ・車寄せ・思いやり駐車場※・駐輪場を確保する ・各種法令に適合し、屋外の動線に必要な離隔・通路幅を確保した「建築可能範囲」を考慮した施設配置を検討する

※思いやり駐車場：車椅子利用者、歩行困難によりできるだけ建物に近い位置に駐車する必要がある人のための駐車場

6. 建設候補地の選定

6.1. 候補地の選定結果

基本調査報告書における検討の結果、新公会堂の建設候補地は 3 箇所（候補地^①旧古河体育館跡地・候補地^②大堤地内・候補地^③旧古河産業技術専門学院跡地）から 2 箇所（候補地^①旧古河体育館跡地・候補地^②大堤地内）に選定し、比較を行いました。

候補地周辺のまちづくりの整備状況、配置・動線上の課題、求められる機能に基づく計画上の課題、費用、スケジュールなどを総合的に勘案した結果、候補地^②は十分な敷地面積があり、配置の工夫による計画が可能であり、周辺の開発を含めた新たな賑わい創出も期待できます。

最終候補地については、ワーキング作業部会、庁内調整会議、市民委員会での議論を踏まえ候補地^②を選定しました。

今後の検討にあたっては、周辺の交通状況の調査を実施し、周辺道路への出入りをスムーズにし、交通状況への影響が生じにくくなるような検討が必要です。

さらに近年発生している想定を超える豪雨などの水害に備えるため、治水対策の検討も必要です。



図 6.1 候補地位置図

大堤地内での新公会堂の建設は、民間事業者が行う周辺の開発と一体的なものとなり、新公会堂の建設場所は民間事業者の提案となります。そのため、民間事業者との継続的なヒアリングの実施を通じた円滑な整備を目指します。

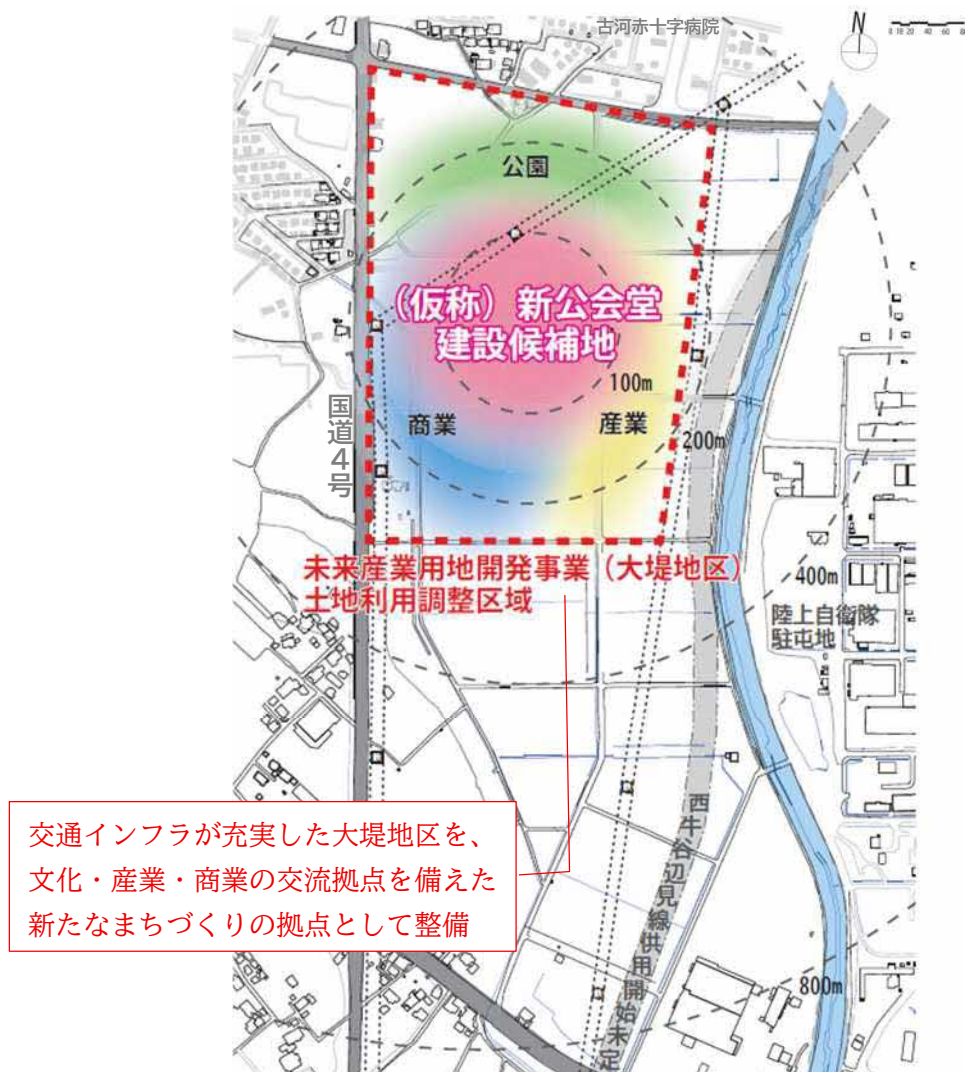


図 6.2 建設候補地（大堤地内）

6.2. 候補地に求められること

施設機能の基本方針、法規制の検討を踏まえて、建設候補地に求められることを建築基準法上・配置・動線・機能別に項目を設け、整理しました。

候補地に求められることは表 6.1 のとおりです。

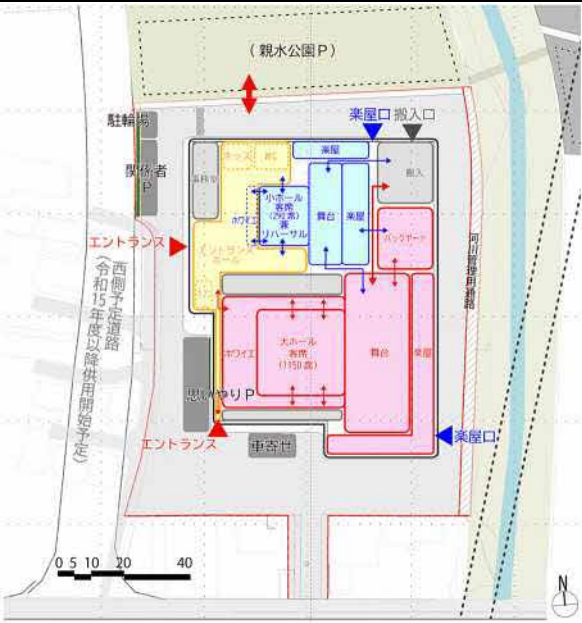
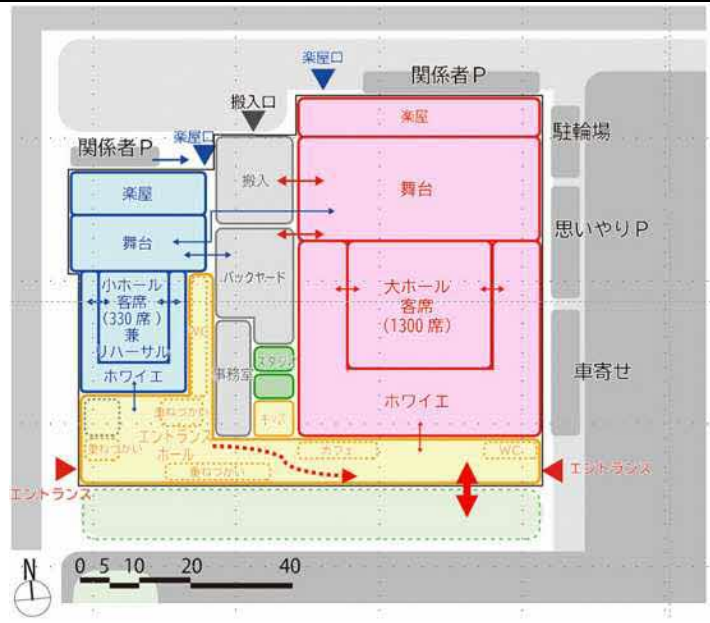
表 6.1 候補地に求められること

	項目	内容
① 建築基準法上	a. 施設用途	建設できる建物用途は、都市計画法に定める用途地域ごとに制限がある。
	b. 接道	客席数の定員による区分に応じて、敷地の外周の 1/7 以上が一定の幅員を持つ道路に接している必要がある。 ※古河市建築基準条例第 37 条：客席数の定員 1000 席以上の場合、接道すべき道路幅員は 8m 以上
② 配置	a. 斜線・日影規制	隣地や道路から一定の斜線制限や、建物による周囲への日影を抑制する規制がある。 ※建築基準法第 56 条（斜線制限）第 56 条の 2（日影規制）
	b. 駐車場	市民意向や地域特性を踏まえ、駐車台数はホール座席数の半数程度は確保することが望ましい。
	c. バリアフリー	条例上、エントランス近くに車椅子用駐車場を配置することが求められる。 ※茨城県ひとにやさしいまちづくり条例第 5 条
	d. 敷地内空地	建物の周囲には、原則として幅 2m 以上の空地を設ける必要がある。また、施工上の安全・騒音対策としても、隣地境界線から十分に離隔距離を確保することが望ましい。 ※古河市建築基準条例第 39 条
③ 動線	a. アクセス道路	来場者と搬入・演者の車両アクセス動線を区分するため、2 方向の道路からの出入りが望ましい。 車両動線は、交通安全のため、幹線道路から滞留長を確保できる道路に左折で入場、もしくは信号交差点を介し、敷地内に入ることが望ましい。
	b. 車両動線	敷地内の車両動線は、エントランス近くに車寄せを設け、左回りで（敷地内）一方通行動線であることが望ましい。搬入用の大型トラックが回転できる敷地内通路の確保が必要。
	c. 歩車分離	安全性確保のため、歩行者と車両の動線は区分されていることが望ましい。

	項目	内容
④ 機能	a. 大ホール	大ホールの規模は、客席 1,300 席規模のホールが配置できることが望ましい。
	b. 小ホール	小ホールの規模は、客席 300 席規模のホールが配置できることが望ましい。
	c. その他	練習室は市内既存文化施設との機能分担を鑑み、スタジオを 4 室程度設けることが望ましい。また情報スペース・学習スペース・展示スペース・アーカイブなどの機能を有する共用ロビーを設けることが望ましい。
⑤ 費用		建物整備に係る費用だけではなく、設計、外構、造成、用地取得など、事業全体に係る費用を想定する必要がある。
⑥ スケジュール		現状の敷地条件に基づき法令手続きなどの課題を考慮したスケジュールとする必要がある。

6.3. 候補地の比較結果 候補地1と候補地2の比較結果を表 6.2 に示します。詳細は（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画【資料編】に示します。

表 6.2 候補地1・候補地2の検討まとめ

項目		候補地1	候補地2
			
① 建築基準法上	a. 施設用途	用途地域の変更の手続きが必要。	地区計画の手続きが必要。
	b. 接道	西側道路の接道部分や親水公園との調整などが必要。	計画の工夫により対策可能。
② 配置	a. 斜線・日影規制	高い建物を配置できる位置が限られる。	十分な敷地面積があり、配置の工夫により離隔確保可能。
	b. 駐車場	立体駐車場などの整備が必要。	十分な敷地面積があり、配置の工夫により計画可能。
	c. バリアフリー	狭い敷地内では、配置できる位置が限られる。	十分な敷地面積があり、配置の工夫により計画可能。
	d. 敷地内空地	敷地が狭いため、配置できる建物規模（特に大ホール）に限りがある。また建物を配置できる位置が限られる。	十分な敷地面積があり、配置の工夫により計画可能。
③ 動線	a. アクセス道路	2 方向の出入りや渋滞緩和のための滞留長確保が難しい。	商業施設などの施設計画や、車両の動線計画と調整が必要。
	b. 車両動線	敷地条件より、駐車場への敷地内車両通行帯が長くなる。	十分な敷地面積があり、配置の工夫により計画可能。
	c. 歩車分離	十分な歩行者専用通路を整備することは難しい。	十分な敷地面積があり、配置の工夫により計画可能。
④ 機能	a. 大ホール	大ホールの客席は 3 層で、1,150 席となる。	大ホールの客席は 2 層で、1,300 席となる。
	b. 小ホール	小ホールは舞台と客席を含め平土間で 10 間×10 間(18m×18m)（大ホール舞台分）のスペースを最低限確保し、客席数は 290 席となる。	小ホールは舞台と客席を含め平土間で 10 間×10 間(18m×18m)（大ホール舞台分）のスペースを確保し、客席数は 330 席となる。
	c. その他	エントランスホールと小ホールのホワイエの重ね使いが必要であり、大ホールのイベント時はカフェなどの動線が混雑する恐れがある。また共用スペースに情報・学習・展示スペース・アーカイブなどの面積を確保することは難しい。	エントランスホールはスペースの効率化を図りながらも共用部をとおりつつ様々な機能に触れられる計画とした。ホワイエやエントランスホールは外部と連携した一体的な空間も検討可能。
⑤ 費用		設計に加え、建物整備、外構整備、敷地外の立体駐車場用地の取得、歩道橋の建設、備品などを見込む必要がある。	設計に加え、建物整備、外構整備、地盤改良、用地取得含む造成及び調整池の整備、備品などを見込む必要がある。
⑥ スケジュール		旧古河体育館跡地の解体後の建設となるため解体工事期間を見込む必要があり、西側道路の開通期間と調整する必要がある。	造成工事分の工期を見込む必要がある。

6.4. 施設ゾーニング図

候補地②のゾーニング図・断面イメージを図 6.3 に示します。

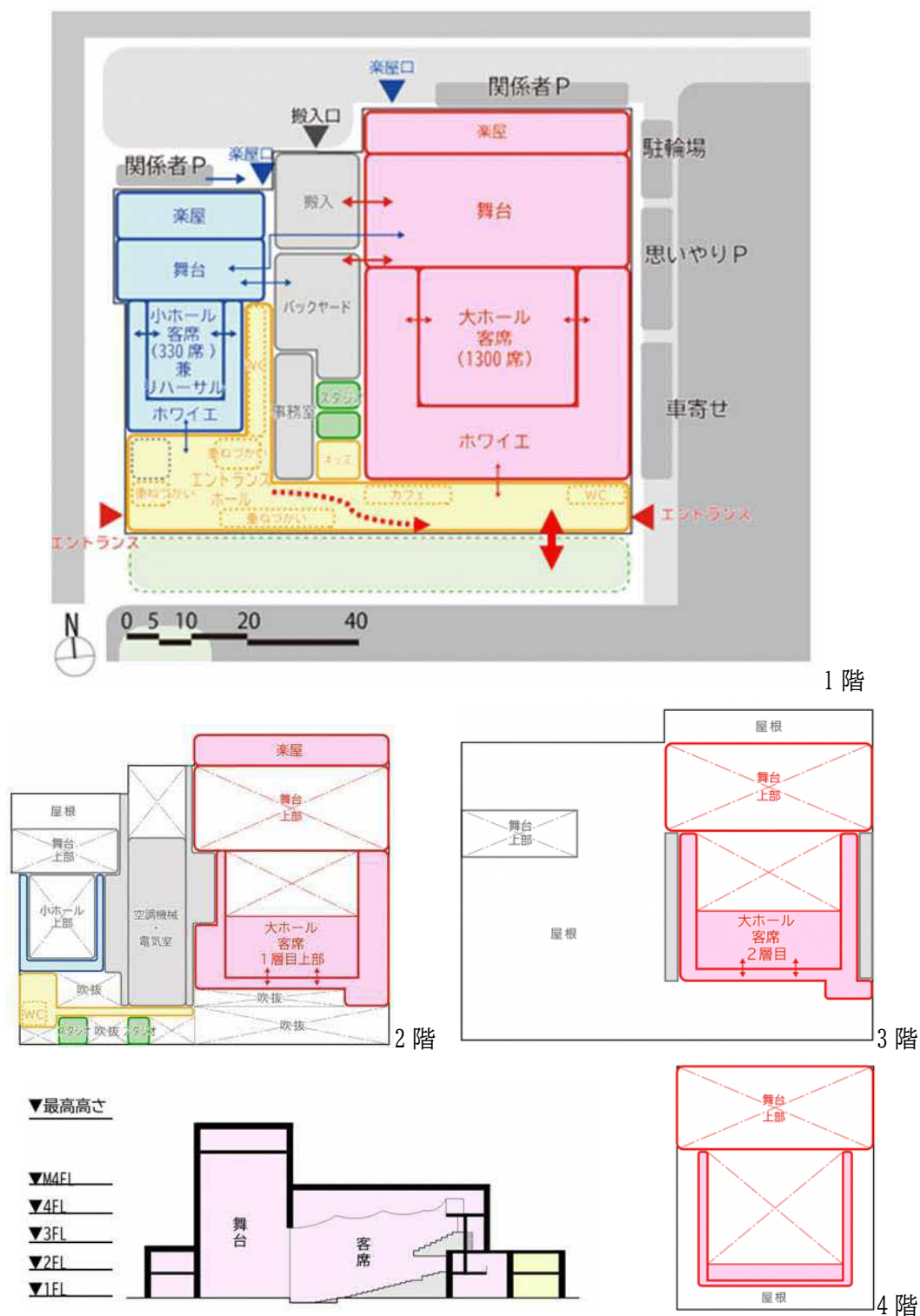


図 6.3 候補地②ゾーニング図・断面イメージ

7. 概算事業費と整備手法

7.1. 概算費用

概算事業費については、設計費の他、施設整備費、造成工事費、調整池設置費、備品費などを含めて、現時点で総額 179 億円程度を見込みます。

表 7.1 概算事業費（従来の公共事業の場合）

※金額は税込

項目		備考
設計	約 8 億円	
建物整備	約 143 億円（杭工事を含む）	平米単価 130 万円
外構整備	約 8 億円（駐車場 約 670 台）	平米単価 3 万円
その他	造成：約 12 億円（地盤改良・用地取得を含む）	
	調整池：約 4 億円	
	備品：約 4 億円	
合計	約 179 億円	

※今後の物価変動など社会環境の変化により金額は変わる可能性がある

※財源：施設整備費は、地方債（充当率 75%）の活用を検討

7.2. 整備手法

新公会堂の整備にあたっては、施設の早期整備や市の財政負担の軽減などを鑑み、PPP/PFI（民間活力）を導入する整備手法での整備を念頭に検討します。事業方式は、古河市におけるメリット・デメリットや公共負担の縮減額などを総合的に勘案した結果、現段階では事業方式を 1 つに絞ることが難しいため、今後も民間事業者と対話を行い、引き続き検討を進めます。また民間事業者の業務範囲（SPC の設立有無含む）やリスク分担などの内容を詳細化します。

表 7.2 整備手法スキーム

※赤枠で囲われたスキームが PPP/PFI（民間活力）導入手法

	従来方式	DBO 方式	PFI 方式	リース方式
一括公募の範囲	設計・建設・運営・維持管理を個別に発注	設計・建設・運営・維持管理を一括で発注	設計・建設・運営・維持管理を一括で公募	設計・建設・運営・維持管理・リースを行う事業者を公募
資金調達	市が実施	市が実施	民間が実施	民間が実施
事業期間中の建物所有権	市	市	市が一般的	民間

8. 管理運営計画

新公会堂の整備にあたっては、施設が担う使命や果たすべき設置目的を明確にし、それらの実現を目標に、開館後の運営や維持管理などを適切に行う必要があります。

基本構想・基本計画においては、事業計画、組織計画、施設管理・運営規則、開館準備について方針を定めます。管理運営計画については、事業者選定と並行して検討し内容を詳細化します。

8.1. 基本的な考え方

新公会堂の管理運営計画では、新公会堂が担う使命や果たすべき設置目的を明確にし、それらの実現を目標に、開館後の運営や維持管理などを適切に行うための指針とすることが望まれます。それらを踏まえ、事業者選定と並行して検討を行い、運営者に管理運営方針を明確に示すことが必要とされます。管理運営計画の検討に際しては、より利用しやすい施設となるよう、利用者のニーズを運営規則等に反映させることが望まれます。これまでのワークショップやヒアリングなどで聴取した内容や今後の管理運営計画段階での検討結果を反映し、市民が利用しやすい施設を目指します。

8.2. 管理運営の検討

管理運営計画においては、円滑に施設運営や事業運営が行われるよう運営者に示すため、計画時点で、管理運営に係る主要な項目について先行して検討する必要があります。

8.2.1. 事業計画

事業に関するコンセプトや実施目的、方針などを定めます。文化芸術基本法や劇場法、古河市文化芸術振興基本計画といった上位計画に基づき、施設の設置目的を実現する文化事業を企画・実施するための方針を示します。また事業の取り組み方や達成目標などについても触れ、事業にかかる取り組みの目標像を明確にします。

事業方針（案）

- 上質な文化芸術鑑賞機会の提供
 - プロによる講演、学校と連携した文化芸術鑑賞教室の実施など
- 市民が行う文化芸術活動の推進
 - 文化芸術活動団体の活動発展支援、新規団体活動の機会づくりなど
- 文化芸術活動を通じた市民の交流促進
 - 文化芸術活動団体の合同活動発表事業、世代間交流事業の実施など
- 古河市の魅力を再発見する取り組み
 - 古河市内の催事との連携、歴史をテーマにした事業制作など
- 多様な文化芸術活動を知り、体験する機会の拡大
 - プロによるワークショップ開催、アウトリーチ事業の実施など

8.2.2. 組織計画

組織計画では、施設の設置目的や事業計画に示された目標の実現に向けて、適した運営組織の目標像を定めます。どのような専門スタッフを配置するかといった具体的な運営組織の在り方についても示し、運営者の組織構成の指針とします。

ホールを適切に管理運営するには、事業の企画・制作や舞台技術者などの専門人材の配置が必要となります。それらの人材のイメージを明確にし、運営者に求める事業と事業を推進する組織のあるべき姿を示します。

8.2.3. 運営規則

施設の規則について、開館時間や休館日、料金などの施設の設置及び管理に関する条例に含まれる基本事項を検討します。管理のしやすさより使いやすさに配慮し、利用者目線の規則としながら、受益者負担の原則にも理解を求めるなど、市民との対話を規則に反映することが望まれます。

8.2.4. 収支計画

管理運営計画の各項目を踏まえ、改めて運営収支の試算を行います。また開館準備中に発生する費用などについても算出します。

さらに中長期改修計画に基づく改修費用についても概算の上、将来的な運営にかかる概算費用を明確にします。

9. 事業スケジュール

働き方改革の推進や建設資材の調達期間の延長など、近年の社会情勢の変化を踏まえ、従前に比べて設計・施工に係る期間を十分に確保したスケジュールが求められます。基本構想・基本計画の策定後は、PPP/PFI(民間活力)の導入を前提として、事業者募集や整備手続きに2年半程度を見込みます。その後、土地の造成や、施設の設計・施工を4年程度見込み、新公会堂は令和14年度中に運用開始するスケジュールを想定します。

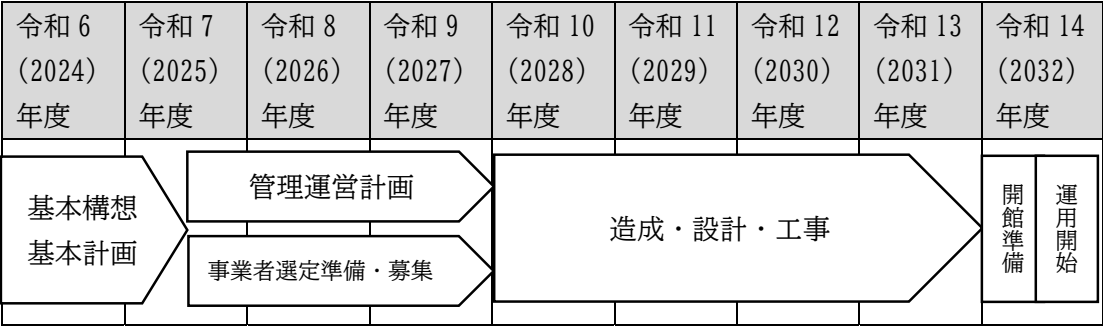


図 9.1 想定事業スケジュール

〈補足〉

1. (仮称) 古河市新公会堂基本構想・基本計画の経過

1.1. 市民委員会の検討経過

1.1.1. 市民委員会における会議

表 1.1 市民委員会における会議概要

開催日	開催回数	会議内容
令和 5(2023)年 7 月 13 日	第 1 回	市民委員会の設置、取組再開までの経緯、検討報告書の概要、今後のスケジュール、未来の公立文化施設、PPP/PFI による施設整備
令和 5(2023)年 10 月 17 日	第 2 回	市民アンケート結果、市内の既存文化施設、施設に求められる機能、建設候補地
令和 5(2023)年 11 月 21 日	第 3 回	建設候補地の評価、調査報告の結果、基本理念
令和 6(2024)年 2 月 13 日	第 4 回	建設候補地の追加検討、コンセプト、施設機能、調査報告等
令和 6(2024)年 5 月 23 日	第 5 回	建設候補地に関する経過報告、ワークショップニュースレター、施設機能の詳細検討・施設規模の検討、基本構想・基本計画における管理運営計画の位置付け
令和 6(2024)年 7 月 29 日	第 6 回	先進施設視察研修
令和 6(2024)年 8 月 27 日	第 7 回	市民ワークショップニュースレター、先進施設視察研修、施設機能の詳細検討・施設規模の検討、基本構想・基本計画における管理運営計画の位置付け
令和 6(2024)年 11 月 5 日	第 8 回	PPP/PFI による施設整備・運営、基本構想・基本計画における管理運営計画の位置づけ
令和 6(2024)年 12 月 25 日	第 9 回	建設候補地の検討
令和 7(2025)年 1 月 21 日	第 10 回	建設候補地の検討
令和 7(2025)年 3 月 26 日	第 11 回	(仮称) 古河市新公会堂基本構想・基本計画(案)中間報告書
令和 7(2025)年 7 月 7 日	第 12 回	パネル展&シンポジウム特別号ニュースレター、事業手法の比較検討、(仮称) 古河市新公会堂基本構想・基本計画(案)、答申書(案)

1.1.2. 庁内調整会議における会議

表 1.2 庁内調整会議における会議概要

開催日	開催回数	会議内容
令和 5(2023)年 6 月 8 日	第 1 回	市民委員会の設置、取組再開までの経緯、検討報告書の概要、今後のスケジュール、未来の公立文化施設、PPP/PFI による施設整備
令和 5(2023)年 9 月 20 日	第 2 回	市民アンケート結果、市内の既存文化施設、施設に求められる機能、建設候補地
令和 5(2023)年 11 月 9 日	第 3 回	建設候補地の評価、調査報告の結果、基本理念
令和 6(2024)年 1 月 24 日	第 4 回	第 3 回市民委員会の経過、建設候補地の比較、コンセプト、施設機能、調査報告等
令和 6(2024)年 4 月 25 日	第 5 回	第 4 回市民委員会の経過報告、建設候補地に関する経過報告、第 2 回市民ワークショップニュースレター、施設機能の詳細検討・施設規模の検討、基本構想・基本計画における管理運営計画の位置付け
令和 6(2024)年 10 月 17 日	第 6 回	第 5 回～7 回市民委員会の経過報告、ワークショップニュースレター、先進地視察研修、PPP/PFI による施設整備・運営、基本構想・基本計画における管理運営計画の位置付け
令和 6(2024)年 12 月 11 日	第 7 回	第 8 回市民委員会の経過報告、建設候補地の検討
令和 7(2025)年 3 月 18 日	第 8 回	第 9 回、10 回市民委員会の経過報告、(仮称)古河市新公会堂基本構想・基本計画(案)及び、民間活力導入可能性調査(中間報告版)
令和 7(2025)年 7 月 1 日	第 9 回	パネル展&シンポジウム特別号ニュースレター、事業手法の比較検討、(仮称)古河市新公会堂基本構想・基本計画(案)

1.1.3. ワーキング作業部会における会議

表 1.3 ワーキング作業部会における会議概要

開催日	開催回数	会議内容
令和 5(2023)年 6 月 8 日	第 1 回	市民委員会の設置、取組再開までの経緯、検討報告書の概要、今後のスケジュール、未来の公立文化施設、PPP/PFI による施設整備
令和 5(2023)年 8 月 25 日	第 2 回	市民アンケート結果、市内の既存文化施設、ホールに求められる施設機能、建設候補地の評価項目
令和 5(2023)年 10 月 31 日	第 3 回	建設候補地の評価、基本理念
令和 6(2024)年 1 月 12 日	第 4 回	第 3 回市民委員会の経過、調査報告等、コンセプト・施設機能、建設候補地の比較
令和 6(2024)年 4 月 9 日	第 5 回	第 4 回市民委員会の経過報告、建設候補地に関する経過報告、第 2 回市民ワークショップニュースレター、施設機能の詳細検討・施設規模の詳細検討、基本構想・基本計画における管理運営計画の位置付け
令和 6(2024)年 10 月 4 日	第 6 回	第 5 回～7 回市民委員会の経過報告、ワークショップニュースレター、先進施設視察研修、PPP/PFI による施設整備・運営、基本構想・基本計画における管理運営計画の位置づけ
令和 6(2024)年 12 月 3 日	第 7 回	第 8 回市民委員会の経過報告、建設候補地の検討
令和 7(2025)年 2 月 18 日	第 8 回	市民委員会の経過報告、(仮称)古河市新公会堂基本構想・基本計画(案)及び、民間活力導入可能性調査(中間報告版)
令和 7(2025)年 5 月 28 日	第 9 回	パネル展&シンポジウム特別号ニュースレター、事業手法の比較検討、(仮称)古河市新公会堂基本構想・基本計画(案)

1.2. 市民委員会、庁内調整会議及びワーキング作業部会

1.2.1. 市民委員会

表 1.4 市民委員会 名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	小林 真理	東京大学院教授
副委員長	中野 庸治	古河市教育委員会の代表
委員	渡辺 恒久	古河市文化協会の代表
委員	野村 則之	一般社団法人古河市観光協会の代表
委員	蓮見 公男	古河商工会議所の代表
委員	峰 英雄	古河市商工会の代表（第 1 回～第 5 回）
委員	下村 宏幸	古河市商工会の代表（第 6 回～第 12 回）
委員	初見 勝	古河市工業会の代表
委員	関根 美幸	一般社団法人古河青年会議所の代表
委員	楠田 和仁	古河市こども未来応援会議の代表
委員	今井 輝勝	古河市障害者自立支援協議会の代表
委員	塚田 晴夫	古河市社会福祉協議会の代表
委員	佐藤 泉	古河市議会の代表
委員	稲葉 茂	古河市男女共同参画推進会議の代表
委員	宮本 京子	古河市国際交流協会の代表
委員	岡安 喜三男	学識経験者
委員	湯本 豊	古河市行政自治会の代表（第 1 回～第 4 回）
委員	小川 久雄	古河市行政自治会の代表（第 5 回～第 12 回）
委員	蘇武 直人	市民
委員	柿沼 美輪子	市民
委員	千野 広武	市民

1.2.2. 庁内調整会議

表 1.5 庁内調整会議

役 職	職 名
会長	副市長
副会長	教育長
会員	企画政策部長
	総務部長
	財政部長
	市民部長
	福祉部長
	健康推進部長
	産業部長
	都市建設部長
	上下水道部長
	教育部長
	議会事務局長

1.2.3. ワーキング作業部会

表 1.6 ワーキング作業部会

役 職	職 名
部会長	プロジェクト推進課長
副部会長	生涯学習課長
部会員	産業戦略課長
	観光物産課長
	福祉推進課長
	都市計画課長
	営繕住宅課長
	教育総務課長
	文化振興課長
	社会教育施設課長

※古河市副市長事務分担規程（平成 18 年訓令第 8 号）第 3 条第 1 号に定める副市長

※古河市行政組織規則（平成 17 年規則第 5 号）第 9 条に定める部長

※古河市議会事務局設置条例（平成 17 年条例第 184 号）第 2 条に定める事務局長

※古河市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）第 10 条第 1 項に定める教育部長

1.3. パネル展・意見ヒアリング、アンケート及びシンポジウム

1.3.1. 開催日程・概要

本構想・本計画の策定にあたっては、(仮称)古河市新公会堂基本構想・基本計画(案)-中間報告版-を公表し、パネル展・意見ヒアリング、アンケート及びシンポジウムを実施しました。

古河・総和・三和地区内の3施設にてパネル展を行い、パネル展の最終日に意見ヒアリングを実施しました。またアンケートはパネル展期間中、古河市内の各庁舎を含めた24施設(イオン古河店、ジョイフル本田古河店、三和図書館を含む)及びWEBで実施しました。さらにシンポジウムは、本構想・本計画の中間報告の他、講師による基調講演や講師と市長によるパネルディスカッションを行いました。

実施概要を表1.7から表1.9に示します。

表 1.7 パネル展・意見ヒアリング実施概要

パネル展	日時	令和7(2025)年4月21日16時～令和7(2025)年4月27日14時
	場所	古河地区：イオン古河店 総和地区：ジョイフル本田古河店 三和地区：三和図書館
意見ヒアリング	日時	令和7(2025)年4月27日 11時～14時
	場所	古河地区：イオン古河店 総和地区：ジョイフル本田古河店 三和地区：三和図書館
	備考	意見聴取は、アンケート用紙に自由記入の形式で行った

表 1.8 アンケート実施概要

アンケート	日時	令和7(2025)年4月21日16時～令和7(2025)年4月27日14時
	場所	①古河市役所古河庁舎 ②総和庁舎 ③三和庁舎 ④古河市総和福祉センター健康の駅 ⑤古河福祉の森会館 ⑥中央公民館 ⑦古河断熱中田公民館 ⑧古河断熱東公民館 ⑨さくら公民館 ⑩ふれあい公民館 ⑪共和電設とねミドリ館 ⑫ユースセンターKI 防水 ⑬山水はなももプラザ ⑭いちょうプラザ ⑮野本電設工業コスモスプラザ ⑯サンワックスホールスペースU古河 ⑰三和農村環境改善センター ⑱お休み処坂長 ⑲サークル館 ⑳古河街角美術館 ㉑古河文学館 ㉒三和図書館 ㉓イオン古河店 ㉔ジョイフル本田古河店 ㉕WEB

表 1.9 シンポジウム実施概要

シン ポ ジ ウ ム	日時	令和 7(2025) 年 5 月 11 日 13 時 30 分～15 時 30 分
	場所	共和電設とねミドリ館 多目的ホール
	プログラム	・基調講演 講師：古橋 祐 氏（昭和音楽大学客員教授） テーマ：「地域におけるホールと文化事業の必要性」 - 講師：小林 真理 氏（東京大学院教授） テーマ：「地域で文化施設を建設することの意味」 ・（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画（案）－中間報告版－ ・パネルディスカッション テーマ：「市民とともに創る新たな文化の拠点」 パネリスト：針谷市長、古橋 祐 氏、小林 真理 氏 モデレーター：伊東 正示 氏（(株)シアターワークショップ代表） ・質疑応答

1.3.2. 結果概要

(1) パネル展

パネル展のアンケートについては、イオン古河店、ジョイフル本田古河店、三和図書館の3施設にて、合計36件の回答を得ました。

自由回答については、古河市内中高生の子どもたちが使用できるホールを望む意見や、商業施設との一体的な整備を望む意見がありました。一方で施設機能について近隣にない機能が必要という意見や整備費用に対して不安の声も挙げられました。

(2) 意見ヒアリング

意見ヒアリングのアンケートについては、イオン古河店、ジョイフル本田古河店、三和図書館の3施設にて、合計102件回答を得ました。

自由回答については、新公会堂で学校行事やコンサートを実施することを望む意見や、イベント時以外でも日常利用できるような施設を望む意見がありました。一方で建設費用を懸念する意見や大堤地内の災害リスクや周辺の交通渋滞を懸念する意見も挙がりました。

(3) アンケート

古河市内の各庁舎を含めた24施設（パネル展実施場所のイオン古河店、ジョイフル本田古河店、三和図書館を含む）で57件、WEBで266件の合計323件の回答を得ました。

自由回答については、クラシックコンサートやミュージカルなどが実施できる設備の整備や新たなまちづくりの拠点として他の施設と相乗効果が生かせることを期待する意見がありました。一方で建設候補地に対する水害の懸念や施設利用の際のネット予約・公共交通機関の経路作成が必要といった意見も挙げられました。

(4) シンポジウム

シンポジウムについては、約160名が参加しました。質疑応答では、小ホールの舞台はどのようなつくりになるのかという施設機能に関する質疑や維持費はいくらになるのかというランニングコストに対する質疑などが挙げられました。

(5) まとめ

アンケートで挙がった催事・使い方などの要望については、新公会堂における利用率を向上させるため、今後の事業計画の検討で十分参考にする必要があります。規則・利用手続きなどの要望についても、利便性の向上のため、管理運営計画の検討で十分参考とする必要があります。また建設候補地における交通状況への影響が生じにくくなるような検討や、近年発生している想定を超える豪雨などの水害に備えるための治水対策の検討も進めていく必要があります。概算事業費については、市の財政状況を踏まえた施設整備を今後も引き続き検討します。

1.4. 設置条例及び規則

■（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画市民委員会設置条例

令和 5 年 3 月 14 日

条例第 2 号

（設置）

第 1 条 （仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本構想・基本計画の策定及び実施の方法に関し必要な調査審議を行い、その結果を市長に答申する。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）教育関係団体の代表
- （2）商工関係団体の代表
- （3）福祉関係団体の代表
- （4）学識を有する者
- （5）公募に応じた市民
- （6）その他市長が必要と認める者

（委嘱期間）

第 4 条 委員の委嘱期間は、委嘱の日から基本構想・基本計画が策定された日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員のうちから市長が指名するものとし、副委員長は委員長が指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した議長以外の委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見、説明等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（書面による調査審議）

- 第 7 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由により会議を招集することができないと委員長が認めるときは、委員に書面を送付し調査審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による調査審議を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会議において、調査審議の結果を報告しなければならない。

- 3 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、第 1 項の場合について準用する。

（守秘義務）

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（報酬及び費用弁償）

第 9 条 委員に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、古河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年条例第 36 号）の定めるところによる。

（庶務）

第 10 条 委員会の庶務は、基本構想・基本計画策定主管課において処理する。

（委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（この条例の失効）

- 2 この条例は、基本構想・基本計画が策定された日限り、その効力を失う。

（会議の招集の特例）

- 3 この条例の施行後最初に招集される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

■（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画市民委員会規則

令和 5 年 3 月 29 日

規則第 20 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画市民委員会設置条例（令和 5 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画市民委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（答申）

第 2 条 諮問に関する答申は、委員長（条例第 5 条第 1 項に規定する委員長をいう。以下同じ。）が行う。

（会議録）

第 3 条 委員会は、会議録を備えるものとする。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 委員会の会議（次号において「会議」という。）に出席及び欠席した者の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点
- (5) その他議長が必要と認める事項（委員会の審議事項）

第 4 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) （仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) （仮称）古河市新公会堂の管理運営等に係る事前の準備に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。（庁内調整会議の設置）

第 5 条 市長は、基本構想・基本計画の策定に係る関係機関の総合調整をし、効率的に策定を推進するため、（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）を置くことができる。

2 庁内調整会議は、次条の規定により調査審議した事項について委員会に報告するものとする。

（庁内調整会議の審議事項）

第 6 条 庁内調整会議は、次の事項を調査審議する。

- (1) 委員会から指示を受けた事項
- (2) その他委員長が必要と認める事項（庁内調整会議の組織）

第 7 条 庁内調整会議は、会員 13 人以内をもって組織する。

2 庁内調整会議の会員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 古河市副市長事務分担規程（平成 18 年訓令第 8 号）第 3 条第 1 号に定める副市長（次項において「副市長」という。）
- (2) 教育長
- (3) 古河市行政組織規則（平成 17 年規則第 5 号）第 9 条に定める部長
- (4) 古河市議会事務局設置条例（平成 17 年条例第 184 号）第 2 条に定める事務局長
- (5) 古河市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）第 10 条第 1 項に定める部長

（会長及び副会長）

第 8 条 庁内調整会議に会長及び副会長を置き、会長は副市長とし、副会長は教育長とする。

2 会長は、庁内調整会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

（庁内調整会議の運営）

第 9 条 庁内調整会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した議長以外の会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキング作業部会の設置)

第10条 市長は、基本構想・基本計画策定のための作業部門として、(仮称)古河市新公会堂基本構想・基本計画ワーキング作業部会(以下「ワーキング作業部会」という。)を置くことができる。

2 ワーキング作業部会は、次条の規定により調査審議した事項について委員会又は庁内調整会議に報告するものとする。
(ワーキング作業部会の審議事項)

第11条 ワーキング作業部会は、次の事項を調査審議する。

(1) 委員会又は庁内調整会議から指示を受けた事項

(2) その他委員長又は会長が必要と認める事項

(ワーキング作業部会の組織)

第12条 ワーキング作業部会は、部会員10人以内をもって組織する。

2 ワーキング作業部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) プロジェクト推進課長

(2) 産業戦略課長

(3) 観光物産課長

(4) 福祉推進課長

(5) 都市計画課長

(6) 営繕住宅課長

(7) 教育総務課長

(8) 生涯学習課長

(9) 文化振興課長

(10) 社会教育施設課長

(作業部会長及び副作業部会長)

第13条 ワーキング作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長はプロジェクト推進課長とし、副部会長は部会長が指名した者をもって充てる。

2 部会長は、ワーキング作業部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。
(ワーキング作業部会の運営)

第14条 ワーキング作業部会の会議(以下この条において「会議」という。)は、部会長が招集し、議長となる。

2 会議は、部会員の半数以上の出席がなければ開くことができない

3 会議の議事は、出席した議長以外の部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者をワーキング作業部会の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
(会議の公開)

第15条 委員会の会議(以下この項において「会議」という。)は原則として公開するものとする。ただし、委員長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 古河市情報公開条例(平成17年条例第19号)第6条に規定する非公開情報に該当するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

2 前項の規定は、庁内調整会議の会議及びワーキング作業部会の会議について準用する。
(庶務)

第16条 庁内調整会議及びワーキング作業部会の庶務は、プロジェクト推進課において処理する。
(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(この規則の失効)

2 この規則は、基本構想・基本計画が策定された日限り、その効力を失う。

附則(令和6年規則第7号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附則(令和7年規則第8号)抄
(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

■諮問

古 プ 第 3 2 号
令和5年7月13日

（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画市民委員会

委員長 小林 真理 様

古河市長 針 谷 力

（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画（案）について（諮問）

（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画（案）について、（仮称）古河市新公会堂基本構想・基本計画市民委員会設置条例（令和5年条例第2号）第2条の規定により、貴委員会に意見を求めます。